

上松町地域防災計画

第2編 風水害対策編

平成30年3月
上松町防災会議

風水害対策編 目次

第2編 風水害対策編

第1章 総則	1
第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	2
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節 防災面から見た上松町の概要	9
第5節 防災ビジョン	12
第2章 災害予防計画	13
第1節 風水害に強いまちづくり	13
第2節 災害発生直前対策	17
第3節 情報の収集・連絡体制計画	19
第4節 活動体制計画	21
第5節 広域相互応援計画（震災編を準用）	24
第6節 救助・救急・医療計画（震災編を準用）	24
第7節 消防・水防活動計画（震災編を準用）	24
第8節 災害時要援護者計画（震災編を準用）	24
第9節 緊急輸送計画（震災編を準用）	24
第10節 障害物の処理計画	25
第11節 避難収容活動計画	26
第12節 孤立防止対策	33
第13節 食料品等の備蓄・調達計画（震災編を準用）	36
第14節 給水計画（震災編を準用）	36
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画（震災編を準用）	36
第16節 危険物施設等災害予防計画（震災編を準用）	36
第17節 電気施設災害予防計画（震災編を準用）	36
第18節 上水道施設災害予防計画	37
第19節 下水道施設災害予防計画	38
第20節 通信・放送施設災害予防計画	40
第21節 鉄道施設災害予防計画（震災編を準用）	44
第22節 災害広報計画（震災編を準用）	44
第23節 土砂災害等の災害予防計画	45
第24節 防災都市計画（震災編を準用）	49
第25節 建築物災害予防計画	50
第26節 道路及び橋梁災害予防計画	52
第27節 河川施設等災害予防計画	54
第28節 ため池災害予防計画（震災編を準用）	55
第29節 農林水産物災害予防計画	56
第30節 二次災害の予防計画	58

第 31 節	防災知識普及計画（震災編を準用）	60
第 32 節	防災訓練計画（震災編を準用）	60
第 33 節	災害復旧・復興への備え（震災編を準用）	60
第 34 節	自主防災組織等の育成に関する計画（震災編を準用）	60
第 35 節	企業防災に関する計画（震災編を準用）	60
第 36 節	ボランティア活動の環境整備（震災編を準用）	60
第 37 節	災害対策基金等積立及び運用計画（震災編を準用）	60
第 38 節	風水害対策に関する調査研究及び観測	61
第 39 節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（震災編を準用）	62
第 40 節	観光地の災害予防計画（震災編を準用）	62
第 3 章	災害応急対策計画	63
第 1 節	災害直前活動	63
第 2 節	災害情報の収集・連絡活動（震災編を準用）	73
第 3 節	非常参集職員の活動	74
第 4 節	広域相互応援活動（震災編を準用）	89
第 5 節	ヘリコプターの運用計画（震災編を準用）	89
第 6 節	自衛隊災害派遣活動（震災編を準用）	89
第 7 節	救助・救急・医療活動（震災編を準用）	89
第 8 節	消防・水防活動（震災編を準用）	89
第 9 節	要配慮者に対する応急活動（震災編を準用）	89
第 10 節	緊急輸送活動（震災編を準用）	89
第 11 節	障害物の処理活動（震災編を準用）	89
第 12 節	避難受入及び情報提供活動	90
第 13 節	孤立地域対策活動	104
第 14 節	食料品等の調達供給活動（震災編を準用）	107
第 15 節	飲料水の調達供給活動（震災編を準用）	107
第 16 節	生活必需品の調達供給活動（震災編を準用）	107
第 17 節	保健衛生、感染症予防活動（震災編を準用）	107
第 18 節	死体の捜索及び処置等の活動（震災編を準用）	107
第 19 節	廃棄物の処理活動（震災編を準用）	107
第 20 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動（震災編を準用）	107
第 21 節	危険物施設等応急活動（震災編を準用）	107
第 22 節	電気施設応急活動（震災編を準用）	107
第 23 節	上水道施設応急活動（震災編を準用）	107
第 24 節	下水道施設応急活動（震災編を準用）	107
第 25 節	通信・放送施設応急活動（震災編を準用）	107
第 26 節	鉄道施設応急活動（震災編を準用）	107
第 27 節	災害広報活動（震災編を準用）	107
第 28 節	土砂災害等応急活動	108
第 29 節	建築物災害応急活動	110

第 30 節	道路及び橋梁応急活動（震災編を準用）	112
第 31 節	河川施設等応急活動（震災編を準用）	112
第 32 節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	113
第 33 節	ため池災害応急活動（震災編を準用）	117
第 34 節	農林水産物災害応急活動	118
第 35 節	文教活動	120
第 36 節	飼養動物の保護対策（震災編を準用）	123
第 37 節	ボランティア活動の受入れ体制（震災編を準用）	123
第 38 節	義援物資、義援金の受入れ体制（震災編を準用）	123
第 39 節	災害救助法の適用（震災編を準用）	123
第 40 節	観光地の災害応急対策（震災編を準用）	123
第 4 章	災害復旧計画	124
第 1 節	復旧・復興の基本方針の決定（震災編を準用）	124
第 2 節	迅速な現状復旧の進め方（震災編を準用）	124
第 3 節	計画的な復興（震災編を準用）	124
第 4 節	資金計画（震災編を準用）	124
第 5 節	被災者等の生活再建等の支援（震災編を準用）	124
第 6 節	被災中小企業等の復興（震災編を準用）	124

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、県内で多数の死者を出した平成18年7月豪雨をはじめ、平成26年7月の南木曾町読書での土石流災害など、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化等を踏まえ、町、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、『かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護すること』を目的とする。

第2 計画の基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、上松町防災会議が作成する「上松町地域防災計画」の第2編「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定める。
- 2 この計画は、防災の時間的経過に応じて、「災害予防計画」・「災害応急対策計画」・「災害復旧計画」の基本的事項を定め、風水害対策を総合的に推進していくもので、各防災関係機関及び町の対策本部は、この計画に基づき必要に応じ細部実施マニュアル等を定め、その具体的推進に努める。
- 3 この計画は、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正する。

第2節 防災の基本方針

本町は、多くの活断層、急峻な地形、急勾配の溪流を有するという自然的条件と高齢者等要配慮者の増加、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の「災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興」の3段階を基本とし、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民が、各段階におけるそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。特に、人的・経済的被害を軽減する、いわゆる減災対策の一層の充実を図る。
 - (1) 周到かつ十分な災害予防
 - (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
 - (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- 2 町、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の事項を基本とし必要な措置を講ずる。
 - (1) 防災施設・設備の整備促進
 - (2) 防災体制の充実
 - (3) 住民の防災意識の高揚・自主防災組織の育成強化
 - (4) 高齢者、障害者、傷病者、外国籍住民等、乳幼児、妊産婦、児童など特に配慮を要する者（以下「災害時要配慮者」または単に「要配慮者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (5) 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
 - (6) 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有
- 3 住民は「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。
- 4 どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 木曽広域消防本部

木曽広域消防本部は、構成町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 上松町防災会議及び上松町災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 町地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 町内における公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (8) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。
- (9) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示に関すること。
- (10) その他町の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 木曽広域消防本部

- (1) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- (2) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

- (3) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。
- (4) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (5) 上松町災害対策本部の業務に関すること。

3 県（木曾地域振興局、木曾建設事務所、木曾保健福祉事務所）

- (1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

4 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局（木曾警察署）
 - ア 管内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
 - イ 他管区警察署及び管内防災関係機関との連携に関すること。
 - ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
 - エ 災害時における管内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (2) 関東財務局（長野財務事務所）
 - ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。
 - イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
- (3) 関東農政局（長野県拠点）
 - ア 災害予防対策
 - (ア) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
 - (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。
 - イ 応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
 - (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。
 - (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。
 - (カ) 災害時における主要食糧の供給に関すること。
 - ウ 復旧対策
 - (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について

特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。

(イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

(4) 中部森林管理局 (木曾森林管理署)

- ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。
- イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。
- ウ 災害応急対策用材の供給に関する事。

(5) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- イ 被災商工鉅業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- ウ 被災中小企業の振興に関する事。

(6) 中部経済産業局

電気の供給の確保に必要な指導に関する事。

(7) 中部近畿産業保安監督部

電気の保安に関する事。

(8) 北陸信越運輸局

災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。

(9) 東京管区气象台 (長野地方气象台)

- ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表
- イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(10) 信越総合通信局

- ア 電気通信の監理に関する事。
- イ 災害時における非常通信の確保に関する事。
- ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事。
- エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関する事。

(11) 長野労働局

- ア 事業場における産業災害の防止に関する事。
- イ 事業場における自主的防災体制の確立に関する事。

(12) 中部地方整備局 (飯田国道事務所、飯田国道事務所木曾維持出張所、多治見砂防国道事務所)

- ア 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- イ 応急・復旧

- (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (エ) 所管施設の緊急点検の実施
- (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

5 自衛隊

- (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関する事。

6 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株)信越支社
災害時における郵便事業の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関する事。
- (2) 日本郵便(株)信越支社（上松郵便局）
災害時における窓口業務の確保に関する事。
- (3) 東海旅客鉄道(株)（飯田支店）
 - ア 鉄道施設の防災に関する事。
 - イ 災害時における避難者の輸送に関する事。
- (4) 日本貨物鉄道(株)（関東支社長野営業支店）
災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事。
- (5) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)）
 - ア 電気通信設備の保全に関する事。
 - イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。
- (6) 日本銀行（松本支店）
 - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事。
 - イ 損傷通貨の引換えに関する事。
- (7) 日本赤十字社（長野県支部）
 - ア 医療、助産等救助、救護に関する事。
 - イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。
 - ウ 義援金品の募集に関する事。
- (8) 日本放送協会（松本支局）
気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
- (9) 日本通運(株)（長野支店）
災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
- (10) 中部電力(株)、関西電力(株)
 - ア 電力施設の保全、保安に関する事。
 - イ 電力の供給に関する事。
- (11) 水資源機構（愛知用水総合管理所牧尾管理所）
ダムの防災に関する事。

7 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区
ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
- (2) 路線バス会社等（おんたけ交通㈱）
災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 貨物自動車運送事業者（社団法人長野県トラック協会）
災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
- (4) 放送各社（信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱）
気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (5) 長野県情報ネットワーク協会
気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (6) 木曾医師会
風水害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (7) 木曾薬剤師会
風水害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
- (8) （一社）長野県エルピーガス協会
液化石油ガスの安全に関すること。
- (9) （一社）長野県建設業協会（木曾支部）
災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
- (10) 上松町社会福祉協議会
災害ボランティアに関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 木曾農業協同組合、木曾農業協同組合上松支所
 - ア 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
 - ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
 - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
 - オ 農産物の需給調整に関すること。
- (2) 木曾南部森林組合
 - ア 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
 - ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
- (3) 上松町商工会
 - ア 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - イ 被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。
 - ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。
 - エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。

- (4) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
 - イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関する事。
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
- (5) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。
- (6) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資に関する事
- (7) 学校法人
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
 - イ 災害時における教育対策に関する事。
 - ウ 被災施設の災害復旧に関する事。
- (8) 危険物施設の管理者及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底に関する事。
 - イ 防護施設の整備に関する事。
- (9) 上松町連合防火会
 - ア 町、県が行う災害応急対策の協力に関する事。
 - イ 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事。

(資料 1-1 「防災関係機関一覧」参照)

第4節 防災面から見た上松町の概要

第1 自然的条件

1 地理的・地形的特性

本町は長野県の南西部、木曾郡のほぼ中央に位置し、東西 24.5km、南北 13km の東西に長い地形である。県都長野市から約 130km、松本市から約 50km の距離に位置し、北部を木曾町、王滝村に、南部を大桑村に接している。

東を木曾駒ヶ岳(2,956m)を主峰とする中央アルプス山系に、西は北アルプス支脈と御岳山に挟まれており、町の中央部を北から南へ木曾川が流れている。木曾川左岸には駒ヶ岳に源をもつ滑川、十王沢、右岸には小川などの急流が注ぎ、急峻な地形を造っている。

町の面積の 95%は森林で、そのうち 69%を国有林が占めている。集落は、主に河川沿いの標高 550～1,100m の台地にある。

地質は、古生代、中世代、新生代の地層が隆起し、断層のために複雑に入り組んでおり、その上に火山噴出物が堆積している。

2 気象

本町の集落地域は、3,000m級の中央アルプス山系と北アルプス支脈に挟まれた標高 550～1,100m にあることから、日中は上昇気流が、夜間は下降気流が生じやすく、気温の日較差が大きい。冬は最低気温が-10℃を下回る日も少なくないが、夏は最高気温が 35℃以上の猛暑日となる日はほとんどなく、30℃以上の真夏日も 30 日前後で比較的過ごしやすい。また、梅雨前線、台風の影響を受けやすい位置的条件や、気流の影響で雲が発生しやすいことから、年間降水量が約 2,000mm と多い一方、北アルプス支脈と御岳山が壁となるため、積雪はあまりない。

風水害との関係では、台風は進路の東側や南側に大雨を降らせることが多いことから、岐阜県を通過する台風には細心の注意が必要であるほか、梅雨・秋雨前線の長期停滞による地盤の緩みや、平成 26 年 7 月の南木曾町読書に土石流災害をもたらしたようなごく狭い範囲での局地的な集中豪雨などに警戒する必要がある。

第2 社会的条件

1 人口・産業

人口は昭和 40(1965)年の 10,083 人をピークに減少を続け、平成 27(2015)年には 4,670 人となっている。平成 27 年の年齢別人口構成比は年少人口 9.5%(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)51.1%、老年人口(65 歳以上)39.4%で、少子化と高齢化が進んできている。

日本三大美林の 1 つである赤沢自然休養林や木曾八景のうちの木曾駒ヶ岳、風越山、寝覚の床、小野の滝、木曾の棧の五景といった観光資源に恵まれている他、古くから「木曾ひのきの里」として全国的にも知られている。農業は水稻、畜産が主で、工業は、製材や木材加工業の他、精密、自動車部品・付属品等の誘致企業がある。

年次	世帯数 (戸)	総人口 (人)	男性 (人)	女性 (人)	1世帯当人員 (人)
昭和 60 年	2,301	7,370	3,585	3,785	3.2
平成 2 年	2,254	6,997	3,393	3,604	3.1
平成 7 年	2,243	6,641	3,228	3,413	3.0
平成 12 年	2,279	6,376	3,048	3,328	2.8
平成 17 年	2,111	5,770	2,760	3,010	2.7
平成 22 年	2,029	5,245	2,531	2,714	2.6
平成 27 年	1,864	4,670	2,279	2,391	2.5

(資料:国勢調査)

2 道路

本町では、南北の幹線である国道 19 号を中心とし、県道、町道により道路網が形成されている。国道 19 号は、平成 10 年 12 月に町中心部を東へ迂回する上松バイパスが、平成 26 年 3 月には木曾町福島下条に至る 2.7 km の栈改良が開通し、交通ネットワークの強化が図られている。

第 3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化など社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るように努める。

- 1 人口減少が進む中山間地域では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策を講ずる必要がある。
- 2 災害時要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難・誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。この一環として、災害時要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から災害時要配慮者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
- 3 ライフライン、コンピューター、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

- 4 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自治会等の強化が必要である。さらに、障害者、高齢者、子ども、妊産婦等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。
- 5 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある、とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第5節 防災ビジョン

東日本大震災は、わが国の災害史上、例をみない甚大な被害をもたらすとともに、福島第一原子力発電所事故という想定外の二次災害を引き起こした。また、近年、局地的大雨や竜巻など、様々な災害が多発している。

東日本大震災を受け、想定外の規模の被害の災害が、風水害においても本町で起こりうることを前提に、以下の防災・減災方針を定める。

第1 自助・共助による地域防災力の強化

大規模な災害のすべての応急対策を行政が対応することには限界がある。特に、初動期の避難、救助などにあたっては、住民の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことは歴史が証明している。

このため、家族・親戚・知人や、地域住民による自助・共助による地域防災力の強化に努める。

具体的には、多様な機会を通じて住民の防災意識の啓発に努めるとともに、町内全地区、全事業所での自主防災活動の展開と災害時要配慮者一人ひとりの支援ネットワークづくりを促進する。また、災害発生時において、女性のニーズにきめ細かく配慮された応急活動が展開できるよう、防災対策に女性の視点を積極的に採り入れるよう努める。

第2 国土強靱化の推進

災害は防ぐことはできないが、減災対策を講じることで被害を最小限に抑えることができる。国土強靱化基本法（平成25年12月施行）では、国民運動として、国・都道府県・市町村が適切な役割分担のもと、国土強靱化を進めることをうたっている。

このため、本町においても、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、住民への意識啓発、公共施設や民間建築物の強靱化の促進、土砂災害防止対策の推進など、ハード・ソフト両面から減災対策を講じ、災害に強い地域づくりを進める。

第3 応援・受援を的確に行う体制づくり

町内全域に被害が生じる大規模災害では、地域住民や町職員のみでは、応急対策を行うマンパワーが圧倒的に不足する。

自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、災害時派遣医療チーム（DMAT）、さらには国の各機関や全国の都道府県・市町村、ボランティアなどからの応援が円滑に機能して、はじめて、本格的な応急対策が進むという事実は否めない。また、本町は、長野県の南西端部に位置しており、応急救護など、様々な面で、愛知県・岐阜県方面の県境を越えた連携・協力も欠かせない。

こうした広域的な応援・受援を的確に行いながら、大規模災害への応急対策が進められる体制の強化に、関係機関が連携しながら取り組む。

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

第1 基本方針

上松町は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等による風水害に強いまちづくりを推進する。

将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い、まちづくりを行う。洪水はん濫等による大規模水害は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、町、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。

第2 主な取組み

- 1 交通、通信施設の風水害に対する安全性の確保及び、治山・治水事業等の総合的、計画的推進等により、風水害に強い郷土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性の確保、ライフライン施設の機能確保等による風水害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画

1 風水害に強い町土づくり

【現況・課題】

本町は、町の中央を北から南へ木曾川が流れており、木曾川へは滑川、十王沢、小川などの急勾配の急流が注いでいる。また、町内には急傾斜地が多く、風水害による大きな被害が懸念される。そのため、災害に強い安全な町土の形成に取り組む必要がある。

【実施計画】

(1) 町（全課）

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 住宅、学校や医療機関等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- エ 風水害に強い町土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - (ア) 中小河川の整備推進と洪水ハザードマップによる住民への周知を進める。
 - (イ) 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
 - (ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の造成及び維持を図る。

- (エ) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

2 風水害に強いまちづくり

【現況・課題】

居住地の拡大及びライフラインへの依存度の増大等により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

【実施計画】

(1) 町（全課）

ア 風水害に強いまちづくり

- (ア) 土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- (イ) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (ウ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- (エ) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- (オ) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
- a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進
 - b 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水池、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等の推進
 - c 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - d 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な町土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - e 土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策を推進
 - f 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等

の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

- g 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発令、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- h 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり造成施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進
- i 農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- j 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

イ 風水害に対する建築物等の安全化

- (ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (イ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (ウ) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (エ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上・下水道施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (イ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

エ 災害応急対策等への備え

- (ア) 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- (エ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。

(2) 関係機関

ア 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(イ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

ウ 災害応急対策等への備え

(ア) 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

(ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

(エ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、住民の避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）、関係機関

気象情報、警報等の伝達は、本編 第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

またさまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

2 避難誘導體制の整備

【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）

避難誘導體制は、本編 第3章第12節「避難収容活動」のとおりであるが、町は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

3 災害未然防止活動

【実施計画】

- (1) 町（危機管理課、建設水道課）、消防団

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、以下のような体制の整備を行う。

- ア 所管施設の緊急点検体制の整備
- イ 応急復旧のための体制の整備
- ウ 防災用資機材の備蓄
- エ 水防活動体制の整備

- オ 災害に関する情報についての県や近隣の地方自治体との連携体制の整備
- (2) ダム施設管理者（水資源機構、関西電力㈱）、農業用排水施設管理者
- ア ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成
- イ 災害に関する情報についての町との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には、各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

本町と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。発災後の経過に応じて、被災者等に提供すべき情報について整理しておき、被災者等への的確な情報伝達活動を行う。
- 2 町は、防災関連情報のデータベース化に努め、住民に周知を図る。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画

1 情報の収集、連絡体制の整備

【現況・課題】

情報の収集は、災害対策の可否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。町、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）
 - ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施する。情報収集ルート、担当者等については、本編 第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」及び同第3節「非常参集職員の活動」に定める等、役割・責任感の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
 - イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。
 - ウ 公共施設（役場、学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究する。
 - エ 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
 - オ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努める。また、県、防災担当機関及び住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (2) 関係機関
 - ア 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
 - イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。

2 情報の分析整理

【現況・課題】

災害時には、各担当者から得られた情報をスムーズに分析・整理することが重要であるが、そのためには平常時から防災関連情報の収集蓄積に努める必要がある。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 平常時より、自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

イ これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ることなどにより、風水害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保

【現況・課題】

過去の災害時には、情報通信施設が被災し、情報通信が困難、不能となるケースがあった。

災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の風水害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化等が求められる。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

エ 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

オ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

カ 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、防災関係組織の整備等、発災時における活動体制の整備を図る。

また、防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画

1 職員の非常参集体制の整備

【現況・課題】

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、時間外においての対応、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できる体制とする。

イ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練の実施を図る。

ウ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

(2) 関係機関

ア 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行う。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

イ 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

2 組織の整備

【現況・課題】

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

本町においても防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

災害対策基本法第16条に基づき、上松町防災会議を設置し、町の地域特性及び災害特性に対応した地域防災計画の作成及び風水害の特色を考慮した風水害対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

活動体制の整備に当たっては、災害対策本部を設置する前の警戒段階から、役場、防災関係機関による連絡会議や警戒本部会議等を開催し、情報の共有、連携体制が確認できるような体制の整備を推進する。

(2) 関係機関

町内を管轄し、又は町内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、町、県、他市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3 防災中枢機能等の確保

【現況・課題】

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

このため、各施設の点検、補強を実施するほか、各施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

【実施計画】

(1) 町（総務課、危機管理課、教育委員会）

ア 防災中枢機能を果たす公共施設の設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。役場が被災した場合においては上松町ひのきの里総合文化センターを代替施設として設定するとともに、当該施設の災害時における施設・設備の安全性の向上、防災中枢機能の整備に努める。

イ 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

(2) 関係機関

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

4 複合災害への備え

【現況・課題】

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

【現況・課題】

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

節	各節の使用 方法
第5節 広域相互応援計画	「第1編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第6節 救助・救急・医療計画	
第7節 消防・水防活動計画	
第8節 <u>要配慮者</u> 計画	
第9節 緊急輸送計画	

第 10 節 障害物の処理計画

第 1 基本方針

河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日ごろ、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策については関係機関との事前協議やレッカー車、クレーン車、チェーンソーなどを操作できる専門的技術者を確保するなど、有事に備える。

第 2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第 3 計 画

1 障害物処理計画

【現況・課題】

障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー等各種機械とともに、操作者が必要となることから、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

また、障害物の集積場所をあらかじめ定めておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、町が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する必要がある。

【実施計画】

(1) 町（産業観光課）

ア 建設防災協会と協議し、体制を整備する。また、切断された高圧電線等専門の処理を要する場合もあることから、中部電力(株)等と事前に打合せ体制整備を図る。

イ 緊急輸送路とされている基幹道路について、障害除去対策の整備を図る。また、「災害時における情報の収集提供及び応急対策業務に関する協定」を締結している上松町建設業協会と町道等の障害物の除去について、事前に対応協議を進める。

ウ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

エ レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。

(2) 中部森林管理局木曾森林管理署、木曾南部森林組合等

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

(3) 住民

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第 11 節 避難収容活動計画

第 1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

第 2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第 3 計 画

1 避難計画の策定

【現況・課題】

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要となる。また、特に土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、警戒・避難誘導等の体制を強化する必要がある。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課、住民福祉課）

ア 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- (ア) 避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法
- (イ) 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する判断基準及び伝達方法
- (ウ) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- (エ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (オ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (カ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - a 給食措置
 - b 給水措置
 - c 毛布・寝具等の支給
 - d 衣料・日用品の支給

- e 負傷者に対する救急救護
- (キ) 指定避難所の管理に関する事項
 - a 避難収容中の秩序保持
 - b 避難住民に対する災害情報の伝達
 - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難住民に対する各種相談業務
- (ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - a 平常時における広報
 - (a) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (b) 住民に対する巡回指導
 - (c) 防災訓練等
 - b 災害時における広報
 - (a) 広報車による周知
 - (b) 避難誘導員による現地広報
 - (c) 住民組織を通じた広報

なお、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措施をとるべきことにも留意する。

イ 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の所在、援護の要否等の把握に努め、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、町は自主防災組織と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導に係る訓練を実施するなど避難警戒体制の確立を図る。

- (ア) 所在、援護の要否等の状況把握
- (イ) 配慮すべき個々の態様
- (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- (エ) 災害発生時の安否の確認
- (オ) 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画
- (カ) 情報提供手段
- (キ) 配慮すべき救護・救援対策
- (ク) 地域の支え合いによる支援協力態勢

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア団体等との連携の下に、災害発生時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。特に、災害危険箇所付近に近接する要配慮者利用施設については、昼間・夜間の連絡先を確認するとともに、これらの施設や自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

ウ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(2) 関係機関

ア それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。

イ 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。

ウ 要配慮者利用施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、住民、自主防災組織等との連携の下に、避難誘導に係る訓練の実施等により、支援協力体制の確立に努める。

(3) 住民

ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

(ア) 家の中でどこが一番安全か

(イ) 救急医薬品や火気などの点検

(ウ) 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか

(エ) 避難場所、避難路はどこにあるか

(オ) 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか

(カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか

(キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように自主的に備えておく。

2 指定避難所、指定緊急避難場所、避難路の確保

【現況・課題】

平成25年の災害対策基本法の改正により、本町がこれまで位置づけてきた避難施設、避難場所（広場等）は、指定避難所、指定緊急避難場所に再区分された。指定緊急避難場所は、土砂災害警戒区域内にあってはならないことから、改めて適用要件を検討して、指定避難所、指定緊急避難場所を指定し、安全な避難誘導と適切な避難所運営が図られるよう努める必要がある。

また、緊急時のヘリポート、物資集積場、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整や、安全性の随時点検、必要な補修、災害時要配慮者への配慮にも努める必要がある。

【実施計画】

(1) 町(全課)

ア 本町の指定避難所、指定緊急避難場所は資料編に掲げるとおりとする。(資料10-1「指定避難所、指定緊急避難場所及びヘリポート一覧」参照)

イ 次に掲げる事項に留意の上、指定避難所、指定緊急避難場所、避難路の指定を行う。

(ア) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴

う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(ウ) 安全性と適正配置に特に配慮し、定められた指定避難所、指定緊急避難場所、避難路が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替場所（路）をあらかじめ定めておく。

ウ 学校を指定避難所、指定緊急避難場所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法、使用場所についての優先順位等について、事前に学校長など関係者と調整を図る。指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。

エ 町が全域的に被災する場合、又は指定避難所、指定緊急避難場所の地域性により木曾町及び大桑村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、各町村と指定避難所、指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

オ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

カ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

キ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

ク 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなどの災害時要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

ケ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

コ 指定避難所、又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。

サ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。

- る。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等災害時要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。
- シ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要配慮者の緊急受入れ等について体制の確立に努める。
- ス 公有地はもとより民有地についても、極力、安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定避難所、指定緊急避難場所としての条件を満たすよう協力を求める。特に公共用地については、積極的に指定緊急避難場所として整備を図る。
- セ 「避難所マニュアル策定指針」（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- ソ 指定避難所については、他の市町村から被災者を受け入れることができるよう配慮する。
- タ 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- チ 指定避難所の自主運営が可能なよう、町は訓練等を行う。その際男女共同参画の視点から、双方の運営への参画、役割分担について配慮する。誘導看板の設置等により避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努める。

(2) 関係機関

- ア 管理施設についての指定避難所、緊急避難場所の指定に協力する。
- イ 災害時要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

3 住宅確保体制の整備

【現況・課題】

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するような住宅の確保が必要となる。

このため町及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

- ア 利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地について、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。災害の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ 利用可能な賃貸住宅等情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

5 学校における避難計画

【現況・課題】

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）においては、幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件などを考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてる。

【実施計画】

(1) 町（教育委員会）

ア 防災計画

(ア) 学校長等は、風水害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成する。なお、この計画作成にあたっては、町、木曾警察署、木曾広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議し、以下に基づいてその修正を実施する。

(イ) 学校長等は、防災計画を変更したときは、速やかに、町教育委員会（以下「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 防災計画には、以下の事項を定める。

- a 風水害対策に係る防災組織の編成
- b 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 町（町教委）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 風水害後における応急教育に関する事項
- p その他学校長等が必要とする事項

イ 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の衝撃によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難先は、第1、第2の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教職員の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
 - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

第 12 節 孤立防止対策

第 1 基本方針

本町は町域の 94% が山林であり、木曾川を中心に急勾配の河川や広範囲にわたる土石流等の危険地域を有していることから、大規模災害が発生した場合、急峻な山々と河川によって分断され、孤立地域が発生することも予想される。こうした地勢をかんがみ、地域の過疎化、高齢化と相まって、その対策を講じることが重要である。

第 2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測・監視し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第 3 計 画

1 通信手段の確保

【現況・課題】

町では、移動系無線、防災行政無線、長野県防災行政無線及び衛星携帯電話を役場内に設置及び確保している。

(資料 15 「通信・放送関係」 参照)

【実施計画】

(1) 町 (危機管理課)

ア 現在使用中の行政無線等の維持を図り、設備の老朽化したものについては計画的に改修を推進する。

イ 電動発電機の設置、ソーラーエネルギーの利用等停電時でも通信が確保できるシステムとする。

ウ アマチュア無線の協力、確保について、町内のアマチュア無線局開局者の取りまとめを行い、組織づくりなどの体制の確保を図る。

エ 孤立する可能性のある集落に対する衛星携帯電話等非常時通信手段の確保を図る。

オ 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 災害に強い道路網の整備

【現況・課題】

本町は木曾川沿いに細長く開けており、全町的な災害が発生した時の救援・避難経路は、木曾町、大桑村に繋がる国道 19 号である。災害により国道 19 号が寸断されると孤立化することになるため、事前の予防措置が非常に重要である。しかし、町内の道路全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

- ア 主要路線を中心に町道の災害予防対策を推進する。
- イ 各地区間を連絡する主要路線の複線化を推進する。

(2) 住民

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

【現況・課題】

災害が発生した際には、孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、災害時要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、災害発生の際に備える。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課、住民福祉課、産業観光課）

- ア 平素の行政活動を通じ、災害時要配慮者の実態を把握しておく。
- イ 観光地において孤立した観光客等が、生活を維持できる期間等の実態を把握しておく。

(2) 住民

各地区において、地区内の災害時要配慮者について平素から把握するように努める。

4 自主防災組織の育成

第 2 章第 34 節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

5 避難所の確保

【現況・課題】

町では、孤立が予想される地域毎に 1 箇所以上の避難所を設定しているが、地区によっては避難所が土砂災害危険区域にあるため、風水害時における避難所を指定することが重要である。また、避難所となる施設については、風水害による被害を受けないよう、施設の更新や新たな施設の設置を検討する必要がある。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備蓄

【現況・課題】

大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないため、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立する場合には、可能な限り生活を維持できるように、各人が備蓄に配慮することが重要である。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

備蓄計画は、第1編第2章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」による。

(2) 住民

ア 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮する。

イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるように、その規模に応じ食料品備蓄を行う。

節	各節の使用 方法
第 13 節 食料品等の備蓄・調達計画	<p>「第 1 編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第 14 節 給水計画	
第 15 節 生活必需品の備蓄・調達計画	
第 16 節 危険物施設等災害予防計画	
第 17 節 電気施設災害予防計画	

第 18 節 上水道施設災害予防計画

第 1 基本方針

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、被災しにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第 2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第 3 計 画

1 上水道施設災害予防計画

【現況・課題】

水道事業者等としての町は、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要のため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。(資料 13-1「水道施設概要」参照)

水道事業者相互の応援体制については、「長野県水道協議会災害等相互応援要綱」により県内の他市町村へ応援を依頼することが可能である。(資料 13-3「長野県水道協議会災害等相互応援要綱」参照)

【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

ア 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。

イ 配水系等の相互連絡のブロック化を図る。

ウ 緊急用、復旧資材の備蓄を行う。

エ 水道管路図等の整備を行う。

オ 水源の維持、保全とともに、配水池の貯留水流出による二次災害予防及び緊急用飲料水を確保するため、施設の改良を進める。

カ 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備を検討する。

第 19 節 下水道施設災害予防計画

第 1 基本方針

災害発生後、ライフラインとしての簡易排水施設・農業集落排水施設の機能を早期に復旧するため、以下の取組みにより予防対策を行う。

第 2 主な取組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 3 下水道施設台帳の整備・拡充を図る。
- 4 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。

第 3 計 画

1 緊急連絡体制、復旧体制の確立

【現況・課題】

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 業務継続計画や対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

【現況・課題】

災害時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

3 下水道施設台帳の整備・拡充

【現況・課題】

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

下水道施設台帳等の適切な調製、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

4 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

【現況・課題】

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第 20 節 通信・放送施設災害予防計画

第 1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置を講ずる。

第 2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 町は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

第 3 計 画

1 緊急時のための通信確保

【現況・課題】

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳(物事が 1 ヲ所により集まって混み合っていること)の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

【実施計画】

(1) 町(全課)

ア 各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。特に、町においては以下の事項の推進に努める。

イ 現在使用中の移動系無線、防災行政無線、長野県防災行政無線の維持を図り、設備の老朽化したものについては計画的に改修を推進する。

ウ 電動発電機の設置、ソーラーエネルギーの利用等停電時でも通信が確保できるシステムとする。

エ アマチュア無線の協力、確保について、町内のアマチュア無線局開局者の取りまとめを行い、組織づくりなどの体制の確保を図る。

オ 携帯電話、衛星携帯電話、ビジネス用移動通信システム(MCA)等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

カ 携帯電話の通話可能範囲の拡充を携帯電話サービス事業者に要請する。

キ 災害時優先電話の利用

災害時優先電話とは、電話網が異常に輻輳した場合においてもNTTが行う通信規制をされない電話である。登録済みの電話についても逐次見直すとともに、災害対策従事職員等に周知する。

ク 非常通信の利用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常通信により防災業務を遂行する。

ケ 衛星携帯電話の利用

携帯電話は広く普及しているが、電波を利用することから災害時には有効な通信手段となるが、輻輳防止のため通信が規制される欠点がある。一方、衛星携帯電話は、災害当初からその心配がなく有効な通信手段となることから活用を検討する。

2 町防災行政無線通信施設災害予防

【現況・課題】

町では、県防災行政無線の整備により、町、県及び防災関連機関相互の災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集・伝達が行われている。また、県庁、合同庁舎及び町等の間に衛星系通信回線が整備され、通信回線の2ルート化が図られている。

また、町内での住民への情報伝達には、同報無線を設置し、全家庭に個別受信機を配置している。

(資料15「通信・放送関係」参照)

【実施計画】

(1) 町(危機管理課)

ア 通信機器及び予備電源装置の更新を行い、災害発生に備える。

イ 通信機器及び予備電源装置の取扱い習熟のための訓練を行う。

ウ 通信機器の動作試験を実施するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態にする。

エ 基地局及び予備電源装置の分散化などの予防対策をとる。

3 電信電話施設災害予防

【現況・課題】

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される建物等については耐水化構造化(防水扉設置等)を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

【実施計画】

(1) 町(危機管理課)

町は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、電信電話会社との連携を図る。

(2) 電気通信事業者

東日本電信電話(株)が実施する計画

災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

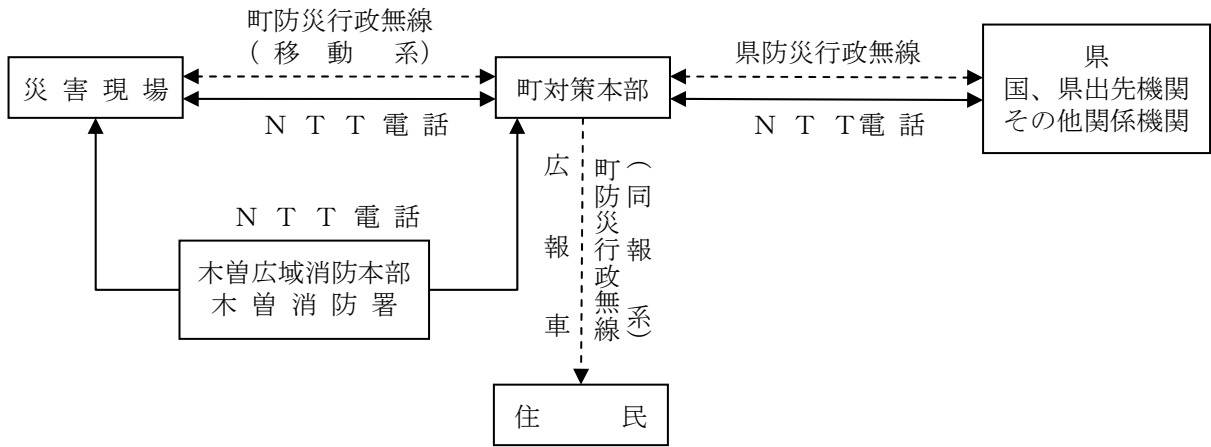
ア 災害に強いインフラ設備の構築

(ア) 電気通信設備とその附帯設備には、必要な耐水、耐風、耐雪、耐震及び耐火構造化を行う。

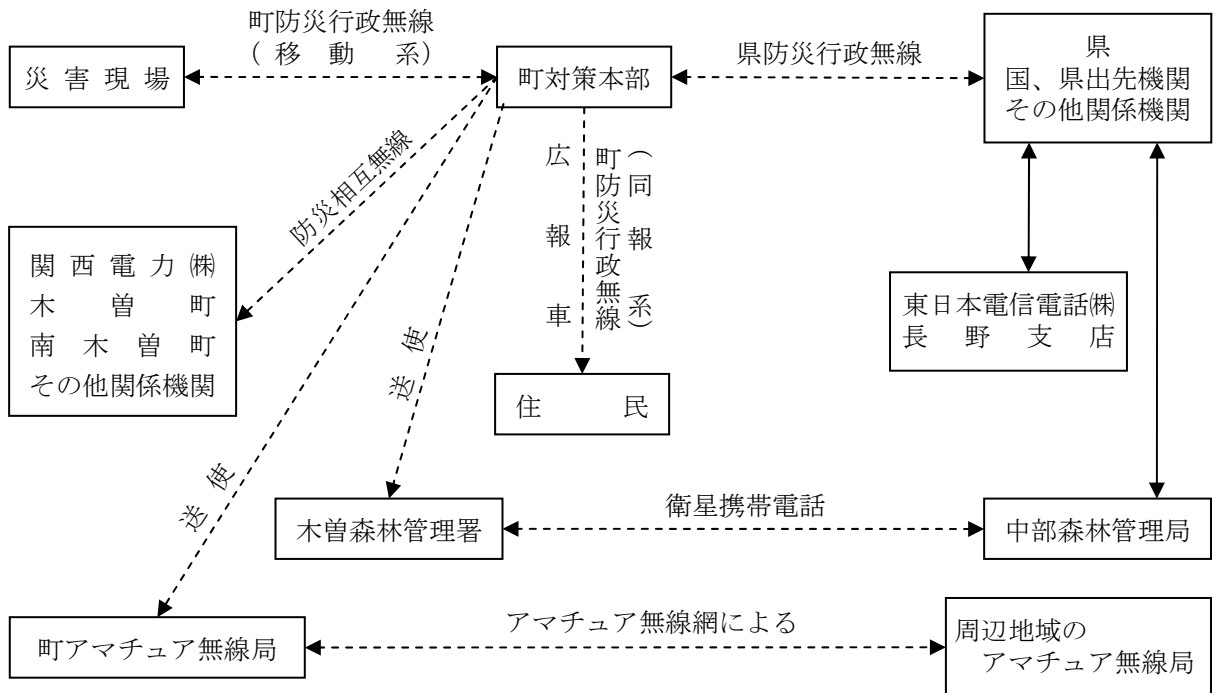
- (イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- イ ネットワークの信頼性向上
 - (ア) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
 - (イ) 主要な交換機を分散設置する。
- ウ 特設公衆電話の早期設置による通信確保
 - 指定避難所に合わせた特設公衆電話設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。
- エ 災害対策機器の配備
 - 通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために必要な、ポータブル衛星車等の非常用通信装置、非常用電源装置等の機器及び車両を配備する。
- オ 被災状況の早期把握
 - 町及び県等防災関係機関との情報連絡の強化を図る。

災害通信系統図

■ 通常の災害（電話回線が使用できる場合）



■ 通常の災害（電話回線が使用できない場合）



注：町対策本部から災害現場及び関係機関への連絡は、携帯電話、衛星携帯電話も利用する。

節	各節の使用法
第21節 鉄道施設災害予防計画	<p>「第1編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第22節 災害広報計画	

第 23 節 土砂災害等の災害予防計画

第 1 基本方針

本町においては、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県、町等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第 2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を県に働きかけ、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、周知徹底を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 災害時要配慮者利用施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内について防災対策を推進する。

第 3 計 画

1 地すべり対策

【現況・課題】

本町は、地質構造の特異性から地すべり地帯が存在し、町内には地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域が 5 箇所指定されている。(資料 4-3「地すべり危険箇所」参照)

【実施計画】

(1) 町（危機管理課、建設水道課）

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

ウ 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

エ おおむね対策工事が完了した地区について、県からの委託により巡視及び修繕を行う。

(2) 住民

地すべりの危険性及び警戒避難に関する知識を深める。

2 山地災害危険地対策

【現況・課題】

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区が 65 箇所、崩壊土砂流出危険地区が 44 箇所である。

【実施計画】

(1) 町（産業観光課）

町は、必要に応じて、森林法に基づく山地災害危険地の保安林指定と保安施設事業の積極的な推進を県に要請する。

3 土石流対策

【現況・課題】

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。本町における土石流発生危険渓流は、84箇所（資料4-1「土石流危険渓流」参照）

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を住民に周知する。

ウ 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(2) 住民

土石流危険渓流についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

4 急傾斜地崩壊対策

【現況・課題】

がけくずれは急峻な地形が多い山裾だけでなく市街地など広範囲で発生している。本町における急傾斜地崩壊危険箇所は119箇所となっている。（資料4-2「急傾斜地崩壊危険箇所及び区域」参照）

【実施計画】

(1) 町（危機管理課、建設水道課）

ア 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。

ウ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な避難勧告又は、指示を行えるような基準及び伝達方法などについて、避難計画を確立する。

エ 避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。

オ 危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

(2) 住民

日ごろから危険箇所についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をして、警戒避難体制の確立を図る。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

【現況・課題】

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等の災害時要配慮者利用施設については、災害時要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて施設利用者に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項は以下のとおり。

養護老人ホーム木曾寮（上松町大字荻原 2404-1）：土砂災害警戒区域（急傾斜）

特別養護老人ホームグレイスフル上松（上松町上松 188-1）：土砂災害警戒区域（土石流）

障がい者支援施設上松荘（上松町大字荻原 1460 番地）：土砂災害警戒区域（土石流）

土砂災害に関する情報、予報及び警報は、電話、携帯メール、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、土砂災害情報相互通報システム、町のホームページ、ソーシャルメディア等を活用して施設職員に伝達する。

6 土砂災害警戒区域の対策

【現況・課題】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 22 年 11 月 25 日法律第 52 号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(イ) 勧告による移転者または移転を希望する者への相談窓口の確保

イ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難場所・避難路、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。本町は全町的に土砂災害警戒区域があり、避難勧告等の伝達は携帯メール、防災行政無線等によるものとし、最寄りの指定緊急避難場所を土砂災害時における避難場所と位置づける。また、各地区住民とともに土砂災害を想定した避難訓練を定期的実施するよう努める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

(ウ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

(2) 住民

ア 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

イ 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、町に助言を求める。

節	各節の使用 方法
第 24 節 防災都市計画	<p>「第 1 編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に

第 25 節 建築物災害予防計画

第 1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

第 2 主な取組み

- 1 強風による落下物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第 3 計 画

1 建築物の風害対策

【現況・課題】

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理をする必要がある。

【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）
 - ア 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて、改修を行う。
 - イ 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
 - ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
 - エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (2) 建築物の所有者等
屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて、改修を行う。

2 建築物の水害対策

【現況・課題】

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ、盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）
 - ア 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。
 - イ がけ地近接等危険住宅移転事業計画等を策定し、移転事業の推進を図る。

(2) 建築物の所有者等

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財

【現況・課題】

文化財は文化財保護法等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本町における指定文化財のうち有形文化財はそのほとんどが歴史的資料、絵画であるため、風水害等の災害対策とともに、防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図る。(資料 16-1「町内の文化財の状況」参照)

【実施計画】

(1) 町（教育委員会）

上松町教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設の設置促進とそれに対する助成を考慮する。

(2) 所有者

所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防組織の確立を図る。

第 26 節 道路及び橋梁災害予防計画

第 1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

被災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。

第 2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 風水害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第 3 計 画

1 道路及び橋梁の予防対策

【現況・課題】

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、路肩決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱の破損等によって交通不能あるいは困難な状況になると予想される。この対策として、各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する安全性の強化を図る必要がある。

【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

落石、盛土、橋梁等の点検調査結果に基づき、施設整備計画により風水害に対する安全性を配慮して、緊急度の高い箇所から順次整備する。

2 関係団体との協力体制の整備

【現況・課題】

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として、風水害後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく必要がある。

【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

各関係機関との協力体制を整備するとともに、平時から緊密な連携を強化す図る。

災害時の道路等の応急復旧に備え、協定等により上松町建設業協会との協力体制を図る。

(2) 関係機関

各関係機関は、それぞれ防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、町の協定等に協力する。

3 危険防止のための事前規制

【現況・課題】

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

【実施計画】

(1) 町（建設水道課）

土砂災害が予想される場合、町は警察等と連携し、気象・水象情報、道路情報を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。（資料 8-2「出水による交通遮断が予想される橋梁」参照）

第 27 節 河川施設等災害予防計画

第 1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大な社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第 2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的対策を講ずる。
- 3 既存のダム施設等に関して、定期点検を行い施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第 3 計 画

1 河川施設災害予防

【現況・課題】

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案し重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

【実施計画】

- (1) 町（建設水道課）

施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

- (2) 木曾建設事務所

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 ダム施設災害予防

【現況・課題】

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、各ダム施設では、定期的に点検整備を行っている。

【実施計画】

- (1) 町（危機管理課）

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。

- (2) 木曾建設事務所、水資源機構、関西電力㈱

ア ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。

イ ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

節	各節の使用法
第28節 ため池災害予防計画	<p>「第1編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に

第 29 節 農林水産物災害予防計画

第 1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第 2 主な取組み

- 1 農作物の災害予防対策については、県農作物等災害対策指針をもとに木曾農業改良普及センター等を通じて、農業団体、農業者に対し徹底指導を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び町森林施業計画に基づき森林の整備を実施する。

第 3 計 画

1 農水産物災害予防計画

【現況・課題】

町は、風水害による農作物被害の軽減を図るため、県農作物等災害対策指針をもとに予防技術の周知徹底を図っているところであり、今後も継続した取組みが必要である。

【実施計画】

(1) 町（産業観光課）

木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

(2) 住民、木曾農業協同組合、木曾農業改良普及センター等

農作物災害対策指針に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

【現況・課題】

町は、風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

【実施計画】

(1) 町（産業観光課）

ア 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

イ 林産物を各種災害から防護するため、町は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、農家に指導の徹底を図る。

松くい虫等病虫害防除の徹底を図るため、関係団体の協力を得て農林作物病虫害防除の推進を図るよう努める。

- ウ 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。
- (2) 中部森林管理局木曾森林管理署、木曾南部森林組合等
中部森林管理局木曾森林管理署
国有林の地域別森林計画及び施業管理計画に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。
- (3) 木曾南部森林組合等
指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。
- (4) その他関係業界
その他関係業界は、町及び県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。
- (5) 住民
ア 町等が計画的に行う森林整備に協力する。
イ 施設の補強等対策の実施に努める。

第 30 節 二次災害の予防計画

第 1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第 2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害予防のための措置を講ずる。
- 2 危険物等に係る二次災害予防のための措置を講ずる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第 3 計 画

1 構造物に係る二次災害予防対策

【現況・課題】

林道は緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用されるが、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の構造物の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

【実施計画】

(1) 町（産業観光課）

ア 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を図る。

イ 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。

ウ 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

【現況・課題】

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制を強化する。

【実施計画】

(1) 町（総務課）、木曾広域消防本部

以下の計画について、木曾広域消防本部と協力し実施する。

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
 - イ 立入検査の実施等指導の強化
 - ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
 - エ 自衛消防組織の強化についての指導
 - オ 近隣の危険物取扱事業所との協定締結の促進等の指導
- その他、「火薬関係」、「高圧ガス関係」、「液化石油ガス関係」、「毒物劇物関係」に関する実施計画については、木曾広域消防本部で対応する。

(2) 危険物取扱事業所

- ア 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- イ 防災応急対策用資機材等の整備
- ウ 自衛消防組織の強化促進
- エ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

3 倒木の流出対策

【現況・課題】

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を増大させる原因となる場合がある。

【実施計画】

- (1) 町（建設水道課）
 - ア 情報収集体制の整備
 - イ 流木除去体制の整備

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

【現況・課題】

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険区域をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検が実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。（資料4「災害危険箇所」参照）

【実施計画】

- (1) 町（建設水道課）
 - ア 情報収集体制の整備
 - イ 警戒避難体制の整備

節	各節の使用 方法
第 31 節 防災知識普及計画	「第 1 編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表 記を読み替えて使用する。 ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第 32 節 防災訓練計画	
第 33 節 災害復旧・復興への備え	
第 34 節 自主防災組織等の育成に関する計画	
第 35 節 企業防災に関する計画	
第 36 節 ボランティア活動の環境整備	
第 37 節 災害対策基金等積立及び運用計画	

第 38 節 風水害対策に関する調査研究及び観測

第 1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、町内に農作物等の被害をもたらしており、ときには、構造物を中心とした大きな被害が発生している。また、木曾駒ヶ岳山塊は、岩石の風化により土砂の供給源となっており、土砂災害の発生が懸念される。

国においては、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、上松町も県やその他の関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る必要がある。

第 2 主な取組み

県・町・関係機関が協力し、風水害に関する情報の収集・整理等を行う。

第 3 計 画

1 風水害対策に関する調査研究及び観測

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 町は、国、県が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの蓄積に努める。

イ 町は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施に努め、その結果を計画の中で明らかにする。

(2) 水資源機構、関西電力㈱等

ア 各関係機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究データについて、必要があれば、町、県への提供に協力する。

イ 国、県が行う観測施設の設置等に積極的に協力する。

節	各節の使用 方法
第 39 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	「第 1 編 震災対策編」を使用する。
第 40 節 観光地の災害予防計画	

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の未然防止活動が極めて重要である。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 住民に対して気象警報・注意報等を迅速に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 住民に対する警報等の伝達活動

【基本方針】

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要であるため伝達系統図により速やかに気象警報・注意報、特別警戒水位到達情報、土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

- ア 危機管理課長は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を、同章第2節「非常参集職員の活動」の「災害情報の伝達」により、住民、関係機関等に速やかに周知徹底する。
- イ 特別警報の発表又は解除の通知を県、消防庁、東日本電信電話㈱から受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。なお周知に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。
- ウ 町において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、次に示す異常現象発見時の通報系統を参考に、速やかにその旨を県出先機関、長野地方気象台、さらに影響が及ぶと思われる隣接市町村へ伝達する。
- エ 町に通報される気象予警報等は、直ちに危機管理課長に伝達し、週休日、休日等又は退庁後においては、宿日直者は速やかに危機管理課長に連絡する。
- オ 危機管理課長は、気象予報等を受信したときは、速やかに町長に報告するとともに、それに基づく指示があった場合は関係課長に伝達する。
- カ 危機管理課長から関係課長への伝達は、口頭又は電話、文書をもって行う。関係課長は、伝達を受信したときはこれに応じた適切な措置を講ずる。

キ 危機管理課長は、町長の指示があった場合には、気象予警報等及び指示事項を速やかに防災行政無線、CATV、広報車、消防団広報等を通じて、住民への周知徹底を図る。また事業者との連携による災害情報自動配信（エリアメール等）を活用し警報等の情報を住民に配信する。

ク 危機管理課長は、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める

(2) 住民

以下のような異常を発見した者は、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、速やかに町又は警察等に通報する。

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

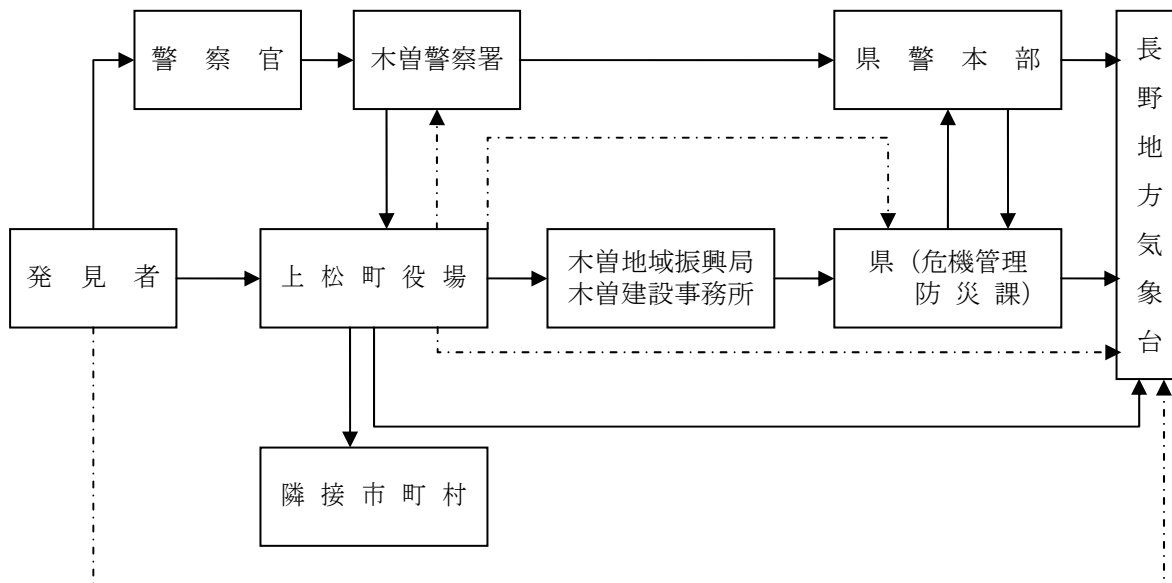
イ 水象現象

河川やダム湖沼の水位の異常な上昇

(3) 防災関係機関

防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

異常現象発見時の通報系統



注：一転波線は副系統を示す。

2 住民の避難誘導対策

【基本方針】

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じ避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。また、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

【実施計画】

(1) 町（危機管理課）

ア 町は風水害の恐れがある場合には防災気象情報等を十分に把握するとともに、河川管理者、水防団、消防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域、浸水区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。危険がある場合は、住民に対して避難のための勧告指示等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。特に、避難行動要支援者については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者関連施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。また、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

イ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ウ 町は災害が発生する恐れのある場合には、必要に応じて避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。

エ 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）、避難勧告の伝達にあたっては、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

オ 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行うなど、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

カ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の所在等、必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。

キ 避難勧告等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

(2) 住民

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

(3) 要配慮者利用施設管理者

ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。

イ 災害が発生するおそれのある場合は、町、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

【基本方針】

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生を防止に努める。

【実施計画】

(1) 水防管理者（町長）

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、重要水防区域、出水による交通遮断が予想される橋梁等水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。具体的な活動は本章第8節「消防・水防活動」による。

(2) 農業用排水施設管理者、ダム施設管理者（水資源機構、関西電力㈱）等

農業用排水施設管理者、（河川管理者、水利管理者等）ダム施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行う。

その操作にあたり、危険を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 住民

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を町、又は警察に通報する。

(5) 消防団及び消防機関

消防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、町と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等の指示を実施する。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報（以下「気象警報・注意報等」という。）をいう。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える現象が予想される場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 （台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合）
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。（数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合）
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。（数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合）
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。（数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合）
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

警報・注意報発表基準一覧表

上松町	府県予報区	長野県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	木曽地域	
特別警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	48時間降水量	308mm
		3時間降水量	96mm
		土壌雨量指数基準	200
		以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。 ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。 イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。	
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	雨量基準	1時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	142
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	木曽川流域=43、赤沢流域=17
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm
	注意報	大雨	雨量基準
土壌雨量指数基準			113
洪水		雨量基準	1時間雨量30mm
		流域雨量指数基準	木曽川流域=34、赤沢流域=14
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
強風		平均風速	13m/s
風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
濃霧		視程	100m
乾燥		最小湿度20%で実効湿度55%*1	
なだれ		1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
低温		夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	洪水予報の概題 (洪水危険度レベル)	発 表 基 準
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予報区間ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。 (通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき。 3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪のときには通報しないことがある。)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	前項(1)の発表基準に準ずる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
土 砂 災 害 警 戒 情 報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記して、府県気象情報の一種として発表する。

区 分	発 表 基 準
記録的短時間 大 雨 情 報	1時間雨量 100mm

(3) 竜巻注意情報

激しい突風一般に警戒を促すために発表する情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜巻注意情報	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合。 この情報の有効期限は、発表から1時間。

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全 般 気 象 情 報、 関 東 甲 信 地 方 気 象 情 報、 長 野 県 気 象 情 報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する

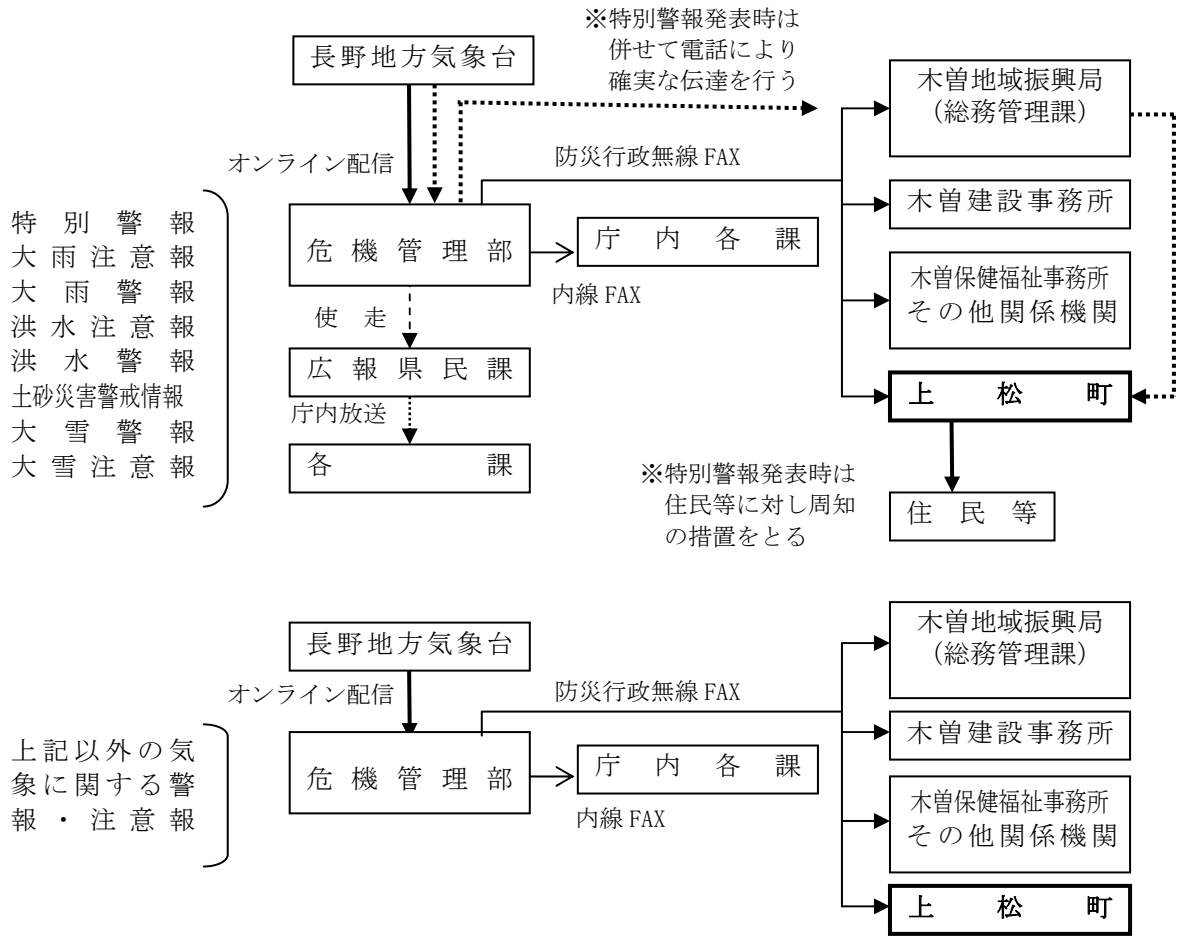
5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所 共同	国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という。）
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 千曲川河川事務所 共同	国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という。）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 長野県 建設部河川課 共同	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という。）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という。）
	関係建設事務所	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位 到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した 河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県 建設部砂防課 共同	県全域あるいは一部
記録的短時間 大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

警報等伝達系統図



通信途絶時の代替経路

機 関 名	長野県防災行政無線	
長野県 (危機管理部)	電 話	8-231-5208~5210
	F A X	8-231-8739
N H K 長 野 放 送 局	電 話	8-231-8840
	F A X	8-231-8841
北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-319
機 関 名	加 入 電 話 F A X	
東日本電信電話(株) 又は 西日本電信電話(株)	022-263-0782 又は 06-4860-2040	

節	各 節 の 使 用 方 法
第2節 災害情報の収集・連絡活動	<p>「第1編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制の万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

- 1 災害発生に関する情報を入手した場合は、速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 災害情報の伝達

(1) 勤務時間内における災害情報の伝達（全課）

- ア 県危機管理防災課、木曽広域消防本部等から通知された災害情報等は危機管理課長が受領する。
- イ 危機管理課長は、災害情報等を受領したときは、状況に応じ直ちに庁内放送により職員に知らせるとともに、出先機関に伝達する。
- ウ 危機管理課長は防災行政無線、広報車等により住民に伝達する。
- エ 通知を受けた関係各課は、必要により関係施設及び関係団体に通知する。
- オ 危機管理課長は必要に応じ、消防団長に連絡する。

(2) 勤務時間外における災害情報の伝達（全課）

- ア 県危機管理防災課、木曽広域消防本部から通知された災害情報等は宿日直者が受領する。
- イ 宿日直者は、災害情報等を受領したときは、状況に応じ直ちに危機管理課長、危機管理課係長に報告し、指示を受ける。
- ウ 危機管理課長、危機管理課係長は直ちに登庁する。
- エ 危機管理課長は防災行政無線、広報車等により住民に伝達する。
- オ 通知を受けた危機管理課長は、必要により宿日直者に指示し、関係課長に連絡させる。
- カ 関係課長は必要により、職員、関係施設及び関係団体に通知する。
- キ 前記以外においては、勤務時間中における場合に準じて行う。

2 非常参集体制

(1) 町

ア 責務

町は、地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

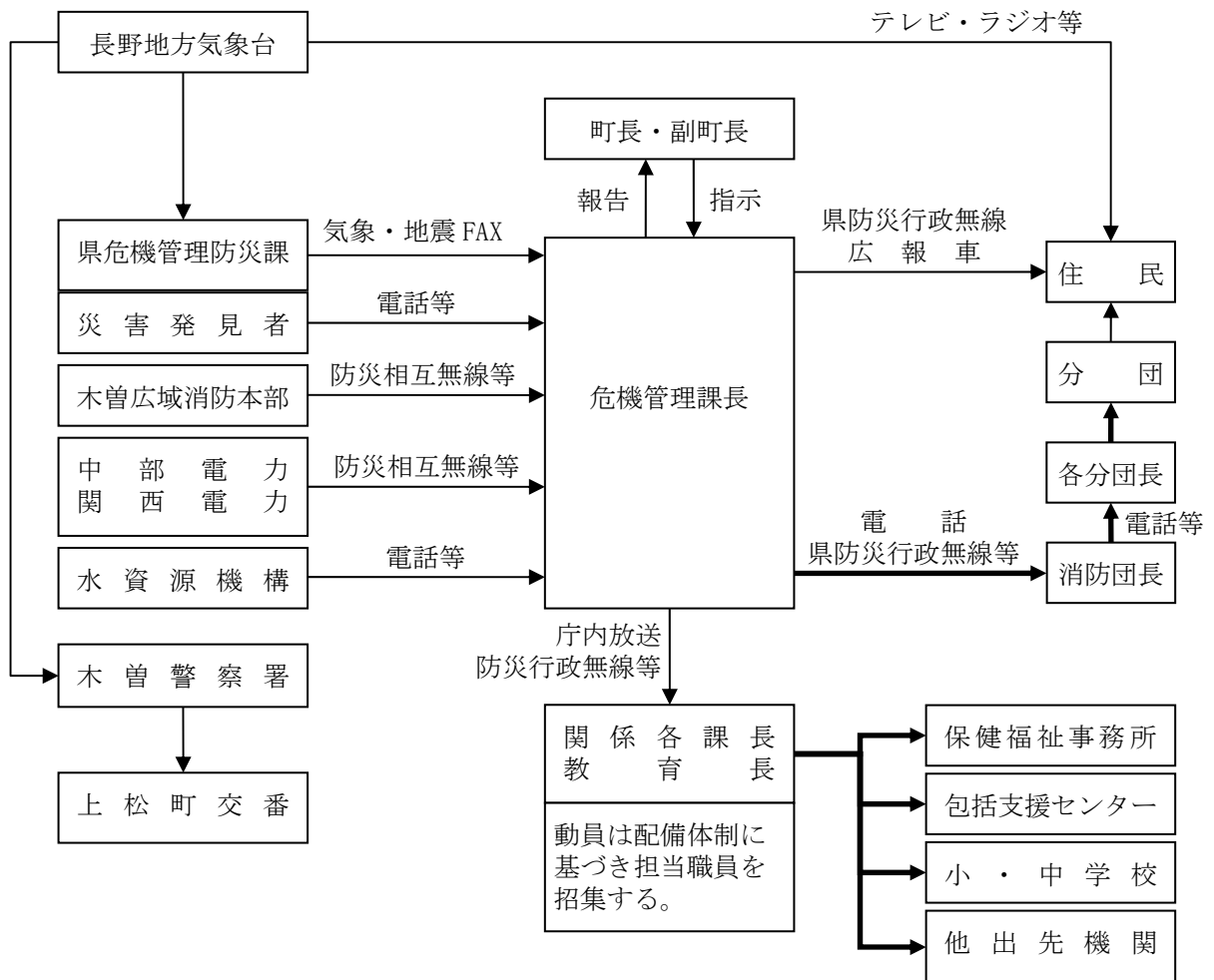
イ 配備指令の伝達及び配備担当者の招集（全課）

(ア) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

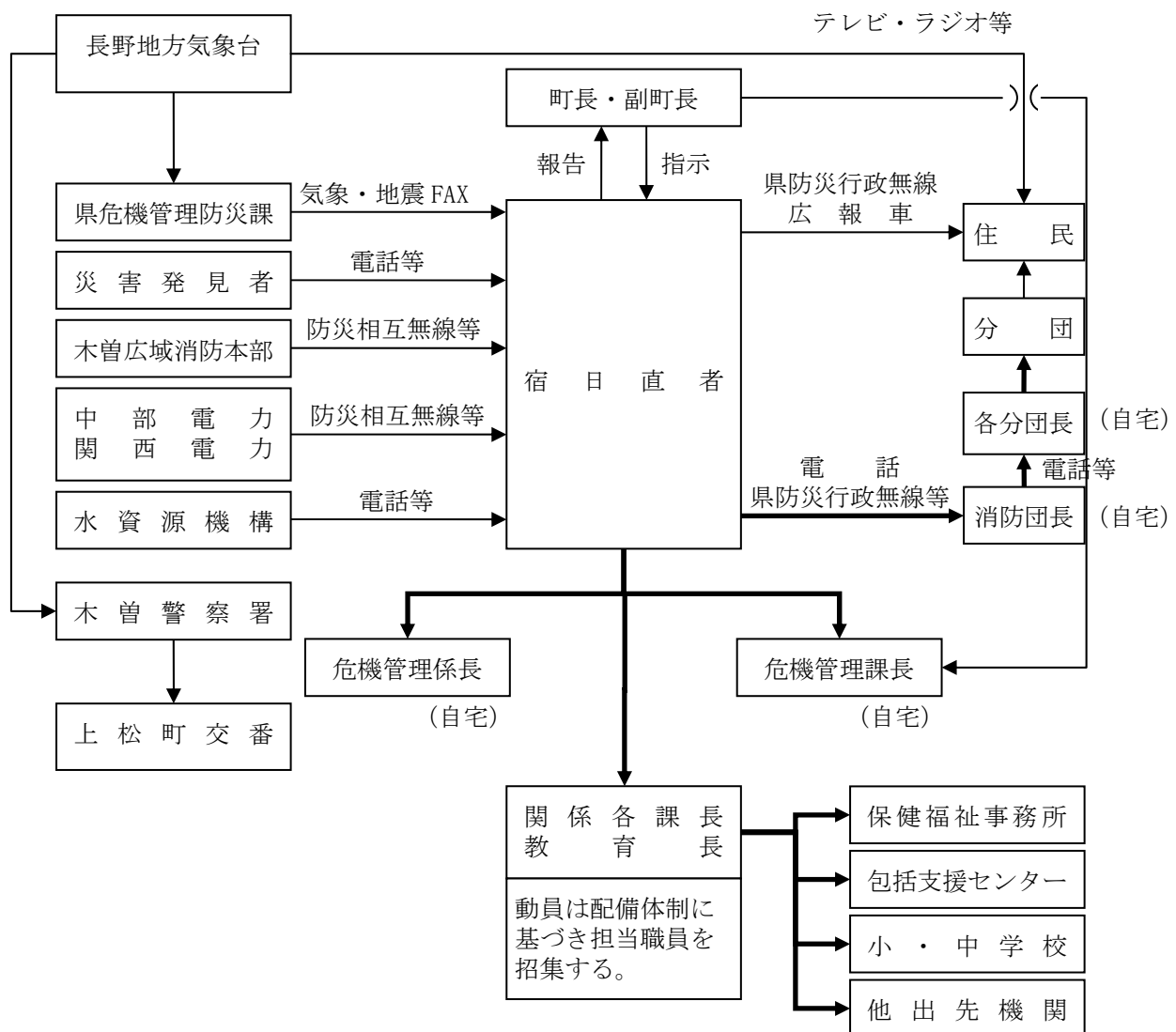
災害情報・配備指令伝達系統

■ 勤務時間内



注：太線は配備指令の伝達系統を兼ねる。

■ 勤務時間外



注：太線は配備指令の伝達系統を兼ねる。

(イ) 伝達の方法

a 勤務時間中における動員

危機管理課長は、庁内放送及び庁内電話、防災行政無線、携帯電話、電報等により、職員に動員の伝達を行う。

庁内放送及び庁内電話が使用不可能な場合は、危機管理課長は職員の使走により、動員の伝達を行う。

b 勤務時間外における動員

通常は電話連絡とし、電話が不通の場合は町内一斉の防災行政無線による。

(ウ) 動員に際しての留意事項

a 関係課長等は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

b 関係課長等は、出先機関を含めた職員の動員状況を速やかに把握し、危機管理課長に登庁人員等を報告する。

(エ) 自主参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。道路の寸断等により、登庁ができない場合は、携帯電話、避難所に設置された防災行政無線等で所属課等に現在の所在等の連絡をした上で、指示を受ける。自ら又は家族が被災した職員は、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

動員体制

配 備 課 等	事 前 体 制	警 戒 体 制		非 常 体 制 (災害警戒本部)	緊 急 体 制 (災害対策本部)
		第 一 次	第 二 次 (土石流災害時)		
総 務 課			総務課長	係 長 以 上	全 職 員
企画財政課			企画財政課長	係 長 以 上	全 職 員
危機管理課	危機管理課長 危機管理係長	危機管理課長 危機管理係長	全 職 員	全 職 員	全 職 員
住民福祉課			住民福祉課長	係 長 以 上	全 職 員
産業観光課			産業観光課長	係 長 以 上	全 職 員
建設水道課		建設水道課長 建設水道課長補佐	建設水道課長 建設水道課長補佐	係 長 以 上	全 職 員
議会事務局				議会事務局長	全 職 員
会 計 室				係 長 以 上	全 職 員
教育委員会			教 育 長 教 育 次 長	係 長 以 上	全 職 員
消 防 団			町長(本部長)から指示のあった場合は、団長は状況により団員の招集を行う。		全 団 員
計	2	5			

※ 各課長等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、危機管理課長は、時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。

ウ 災害警戒本部の設置

(ア) 設置基準

町長は、各活動体制（後掲表参照）における非常体制を取るべき状況のときで必要があると認めるときは、上松町災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置する。

(イ) 体制の種別

町長は、町警戒本部を設置したときは、後掲の「活動体制」における非常体制をとる。

- (ウ) 警戒本部の組織
町警戒本部の組織等は、「上松町災害対策本部条例」に準じる。
また、本部長（町長）が不在の場合は副本部長（副町長）がその職務を代理する。
- (エ) 活動要領
町警戒本部の活動は、町災害対策本部の活動要領に準じて行う。
- (オ) 警戒本部の廃止
本部長は、次に掲げる状況に達したと判断できるときは、町警戒本部を廃止する。
 - a 予想された災害の危険性が解消したと認めた場合
 - b 上松町災害対策本部が設置された場合

エ 災害対策本部の設置

- (ア) 設置基準
町長は、各活動体制（後掲表参照）における緊急体制を取るべき状況のときで必要があると認めるときは、上松町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。
- (イ) 体制の種別
町長は、町本部を設置したときは、次表の「活動体制」における緊急体制をとる。

活動体制の種別・内容等

活動体制		活動内容	活動期間	活動開始基準
事前体制		<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理課及び関係職員により情報収集・伝達を行う。(警戒配備以降に継続するための事前対策) ○危機管理課長が必要と認めた場合、関係課の職員による増員を行う。 	<p>右の基準に該当した時から注意報等が解除された時、又は危機管理課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎大雨注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎臨時火山情報発表時 ◎震度3又は4の地震が発生した場合 ○災害が発生するおそれのある時点で危機管理課長が必要と認めた時
警戒体制	第一次	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生直前の体制で、関係課の連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○危機管理課長は、警戒体制をとったあと、必要と認めた場合、関係課の職員による増員を行う。 	<p>右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。</p>	<p>事前体制の活動開始基準の状況下で危機管理課長が必要と認めた時</p>
	第二次 (土石流災害時)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生直前の体制で、関係課の連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○危機管理課長は、警戒体制をとったあと、必要と認めた場合、関係課の職員による増員を行う。 	<p>右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。</p>	<p>前記基準の状況下で危機管理課長が必要と認めた時</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎土砂災害警戒情報が発表された時

※活動開始基準の◎は、自主参集基準である。

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
非常体制 (災害警戒本部設置)	○災害発生直前、又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○町長は、非常体制をとったあと、必要と認めた場合、配備職員の増員を行う。	右の基準に該当した時から、警報等が解除された時、又は町長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	○以下のいずれかの状況下で町長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 ◎緊急火山情報発表時 ◎震度5弱又は5強の地震が発生した時 ◎東海地震に係る警戒宣言発表時 ◎南海トラフ巨大地震発生時
緊急体制 (災害対策本部設置)	○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、大規模災害に対処する体制とする。 ○町長は、緊急体制をとったあと、必要と認めた場合、配備職員の増員を行う。	右の基準に該当した時から、町長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	○大規模な災害が発生した場合で町長が必要と認めた時 ◎震度6弱以上の地震が発生した時 ◎長野県への特別警報発表時

※活動開始基準の◎は、自主参集基準である。

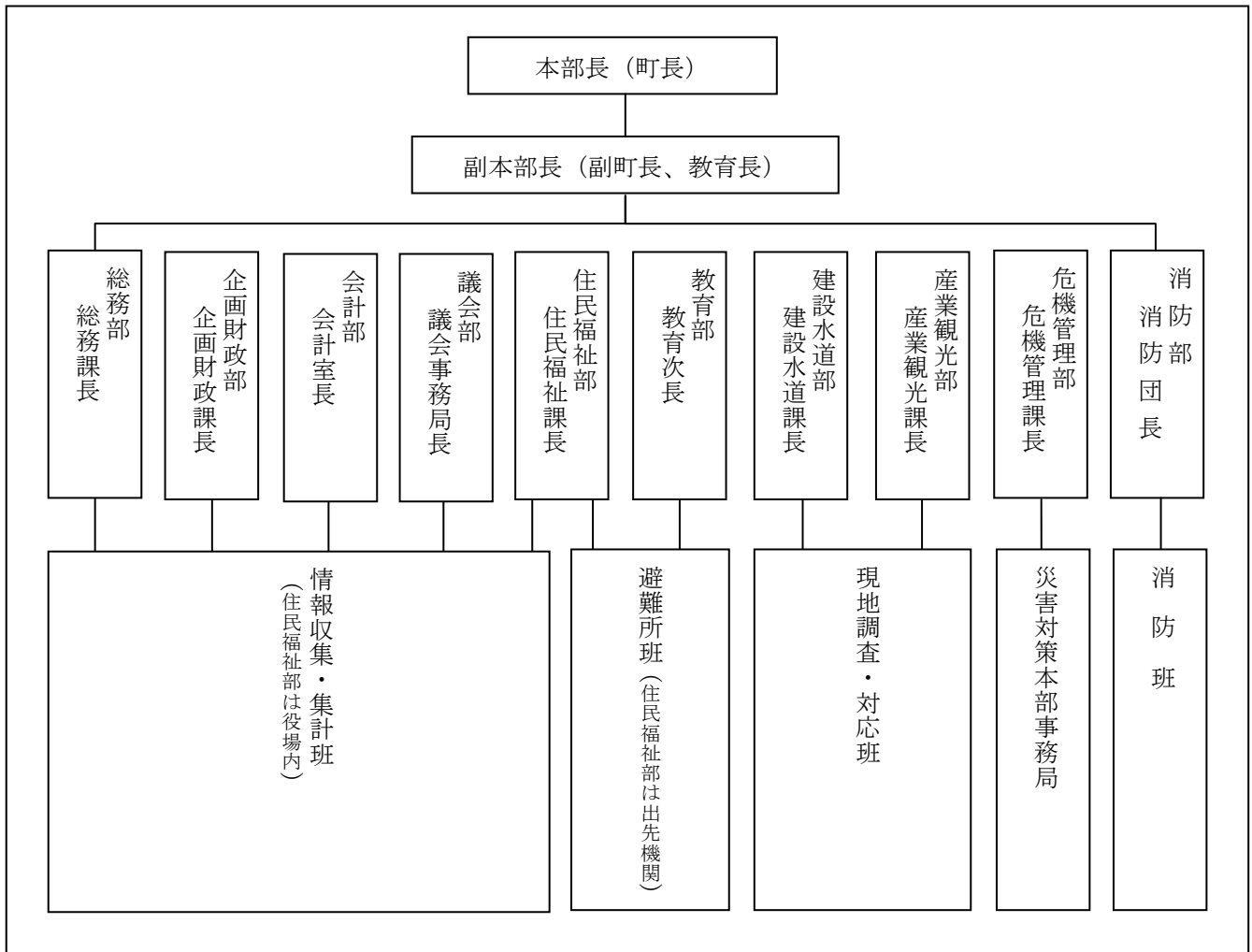
(ウ) 本部の組織

町本部の組織等は、「上松町災害対策本部条例」に定めるところによる。

町本部は原則として庁内の会議室に設置する。

なお、町本部を設置する役場の施設、設備は、災害時に防災中枢機能を果たせるようその安全性の確保等に努めているが、万一、町本部が被災し使用不能となったときは、代替施設として、上松町ひのきの里総合文化センターに、町本部を置く。また、本部長（町長）が不在の場合は副本部長（副町長）がその職務を代理する。

災害対策本部の組織



(エ) 活動要領

- a 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を班員を通じ副本部長に報告する。
- b 副本部長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- c 副本部長は、災害の状況、当該災害についての町の対策及び被災者に対する要望事項等を必要な住民、関係機関に周知する。
- d 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- e 本部長は、必要に応じ、本部会議を招集する。

災害対策本部組織任務分担表

部・部長・部付	班	班員	分 担 事 項
<p>【総務部】 部 長 危機管理課長 部 付 総 務 課 長 企画財政課長 議会事務局長 会 計 室 長</p>	〔総務班〕	<p>危機管理係 総務係 管財係 庁舎建設係 企画政策係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の運営全般に関する事。 2. 防災会議に関する事。 3. 被害状況の統括、収集及び伝達に関する事。 4. 避難勧告又は指示に関する事。 5. 庁舎、通信施設及び公用車の保全、管理全般に関する事。 6. 民間車両の調達、運輸業者の応援体制づくり及び連絡、調整に関する事。 7. 自衛隊派遣要請に関する事。 8. 関係機関、団体に関する協力・応援要請に関する事、並びに連絡調整に関する事。 9. 行政区の応援体制づくり及び連絡、調整に関する事。 10. 職員の動員に関する事。 11. 緊急輸送車両に関する事。 12. 防災行政無線に関する事。 13. 広報活動に関する事。 14. 臨時広報紙の発行に関する事。 15. 放送・新聞機関との連絡に関する事。 16. 放送施設の保守、管理に関する事。 17. 気象情報等の収集、伝達に関する事。 18. 被災者に対する広聴活動に関する事。 19. 木曾広域連合との連絡調整に関する事。 20. 災害の記録に関する事。 21. 議会において必要とする事務に関する事。 22. 災害救助法による救助の適用に関する事。 23. 警戒区域の設定に関する事。 24. その他他の部の分担任務に属さない事項に関する事。
	〔住民財務班〕	<p>財政係 税務係 収納係 会計係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策経費の予算措置に関する事。 2. 町有財産、公の施設の災害対策及び被害調査に関する事。 3. 応急対策物資の購入経理に関する事。 4. 被災納税者の減免、徴収猶予に関する事。 5. 町民税関係被害の調査、報告に関する事。 6. 資産税関係被害の調査、報告に関する事。

部・部長・部付	班	班員	分 担 事 項
【住民福祉部】 部 長 住民福祉課長 部 付 住民福祉課長補佐	〔福祉班〕	福祉係	1. 必要物資の斡旋に関する事。 2. 被災者調査に関する事。 3. 被災者の証明に関する事。 4. 連絡、情報収集、報告に関する事。 5. 日赤並びに奉仕団との連絡調整に関する事。 (救護班含む) 6. 部内の連絡調整に関する事。 7. 被害者に関する拠出年金の保険料免除に関する事。 8. 社会福祉に関する事。 9. 災害時要配慮者の緊急輸送に関する事。 10. 災害義援品の取扱いに関する事。(救護物資) 11. 地域包括支援センター施設の災害対策全般に関する事。 12. 高齢者障害者等の被害調査に関する事。 13. 高齢者障害者等の避難対策に関する事。 14. 災害義援金品、見舞金に関する事。 15. 災害弔慰金の支給等に関する事。
	〔保健衛生班〕	保健衛生係 生活環境係	1. 木曾保健福祉事務所との連絡に関する事。 2. 災害時の衛生全般に関する事。 3. 医療関係者の動員配置に関する事。 4. 医師会、医療機関との連絡調整、協力要請に関する事。 5. 死傷病者の調査に関する事。 6. 遺体の埋火葬に関する事。 7. 災害対策医薬品に関する事。 8. 災害時における医療助産に関する事。 9. 診療施設の災害現場の調査に関する事。 10. 被災者の健康管理、心のケアに関する事。 11. 災害時の公害排除防止に関する事。 12. 災害時における防疫清掃及び食品衛生に関する事。 13. 災害に伴う水質汚濁等公害に係る調査及び防止対策に関する事。 14. 住宅の応急対策に関する事。
	〔住民班〕	住民係 厚生係	1. 主食等の調達配給に関する事。 2. 生活必需品の調達配給に関する事。 3. 炊き出しに関する事。 4. 避難所に関する事。

部・部長・部付	班	班員	分 担 事 項
【教育部】 部 長 教 育 長 部 付 教 育 次 長	〔教育班〕	総務教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設の災害対策全般に関すること。 2. 学校教育施設の被害調査、応急対策に関すること。 3. 部内の連絡調整に関すること。 4. 災害時の授業、給食その他に関すること。 5. 児童、生徒の被害調査に関すること。 6. 児童、生徒の避難対策に関すること。 7. 避難所の協力に関すること。 8. 災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡・調整に関すること。 9. 学用品の確保・調達に関すること。 10. 教職員の動員に関すること。
	〔社会教育班〕	社会教育係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財・社会教育施設の災害対策全般に関すること。 2. 文化財・社会教育施設の被害調査に関すること。 3. 社会教育及び体育施設利用者の避難及び安全対策に関すること。 4. 避難所の協力に関すること。
	〔児童班〕	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育園児の避難、救護対策に関すること。 2. 保育施設の災害対策に関すること。 3. 保育施設の被害調査に関すること。 4. 被害園児の臨時保育に関すること。
【産業観光部】 部 長 産 業 観 光 課 長	〔商工観光班〕	商工観光係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業、観光施設の被害調査に関すること。 2. 観光客等の安全対策調査に関すること。 3. 商工業、観光施設に対する応急対策に関すること。 4. 商工業者に関わる被災証明に関すること。 5. 観光施設の災害対策に関すること。 6. 登山道の被害調査に関すること。

部・部長・部付	班	班員	分 担 事 項
【産業観光部】 部 長 産業観光課長	〔農林班〕	農林係	1. 部内の連絡調整に関する事。 2. 災害の現場調査のとりまとめに関する事。 3. 主要食料の調達に関する事。 4. 農協、漁協との連絡調整に関する事。 5. 農業協同施設等の応急対策に関する事。 6. 農畜産物関係の災害対策に関する事。 （ア）農作物不良天候対策本部の設置と被害状況及び被害額の取りまとめに関する事。 （イ）技術対策会議の開催と資料の作成。 （ウ）病害虫防除と家畜防疫等の徹底指導。 7. 水産物関係の災害対策に関する事。 （ア）魚族の被害及び漁業施設の被害状況と被害額のまとめ。 （イ）被害の技術対策会議の開催と資料のまとめ。 8. 魚族の病害予防対策。 9. 必要物資の斡旋に関する事。 10. 食糧事務所支所との連絡に関する事。 11. 農業用施設の復旧に関する事。 12. 林業施設、林道関係の災害対策に関する事。 13. 防災個所の点検調査に関する事。 14. 林業施設、林道関係の被害調査及び被害額のとりまとめに関する事。 15. 造林地の被害状況の調査と報告。
【建設水道部】 部 長 建設水道課長 部 付 建設水道課長補佐	〔上下水道班〕	上下水道係	1. 生活用水の調達・確保に関する事。 2. 上下水道施設の災害対策・被害状況調査に関する事。 3. 災害時における上下水道施設の応急対策に関する事。 4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 5. 飲料水の確保及び供給に関する事。 6. 給水機器及びその修理資材の確保に関する事。 7. 仮設トイレの調達、設置に関する事。

部・部長・部付	班	班員	分 担 事 項
	〔土木班〕	土木住宅係 建設管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害現状の調査のとりまとめに関する事。 2. 建設事務所との連絡調整に関する事。 3. 部内の連絡調整に関する事。 4. 被害状況の工法指導に関する事。 5. 建設業者の災害対策の連絡調整に関する事。 6. 交通（道路）の応急対策に関する事。 7. 河川の応急対策に関する事。 8. 水防対策に関する事。 9. 急傾斜地、がけ崩れ、地すべり、砂防施設等の応急対策に関する事。 10. 被害住宅等建築及び住宅の応急対策に関する事。 11. 資材の輸送に関する事。 12. 土木施設の被害調査に関する事。 13. 応急対策に伴う資材の確保に関する事。 14. 道路・橋梁・河川等の障害物除去等の応急交通対策に関する事。
【消防部】 部 長 消 防 団 長	〔消防班〕	全団員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団への進路とその調整に関する事。 2. 消防施設の被害調査に関する事。 3. 消防本部との連絡調整に関する事。 4. 消防統計及び消防情報の報告に関する事。 5. 火災警戒区域の設定と災害時の火気制限に関する事。 6. 危険物施設の災害時の統制制限に関する事。 7. 消防、水防活動報告に関する事。 8. 消防、水防関係被害状況調査に関する事。 9. 災害の記録に関する事。 10. 河川等の巡視、警戒に関する事。 11. 火災の防御、鎮圧に関する事。 12. 救急、救助に関する事。 13. 防災資材、原料の受払いに関する事。 14. 被災者避難及び誘導について警察官との連絡に関する事。 15. 救急薬品、酸素等の確保に関する事。 16. 火災に関する情報収集、伝達に関する事。 17. 水防関係団体との連絡調整に関する事。 18. 水防上重要な資機材の調達に関する事。

- (オ) 本部員会議
 - a 本部員会議は、本部長が指定する場所で開催する。
 - b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
 - c 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部長に申し出る。
 - d 会議には必要に応じて指定（地方）公共機関等防災関係機関の職員の出席を要請する。
- (カ) 災害対策現地本部の設置
 - a 町長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部を置く。
 - b 現地本部の任務等については、上松町災害対策本部規程の定めるところによる。
- (キ) 国及び県の現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部もしくは、緊急災害現地対策本部又は県の現地災害対策本部が町内に設置された場合は、その本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

オ 災害対策本部の廃止

本部長は、町内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- a 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- b 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- c 災害救援資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- d 被災数値がおおむね確定したとき。
- e その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

カ 県等への設置・廃止の通知・公表

町災害警戒本部及び町災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表を行う。

町災害警戒本部及び町災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 班	庁 内 放 送	危機管理課長
住 民	防 災 行 政 無 線	危機管理課長
県 本 部	県 防 災 無 線	危機管理課長
地 方 部	県 防 災 無 線	危機管理課長

キ 町水防本部との関係

町水防本部は、町災害対策本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

ク 災害救助法が適用された場合の体制

町に災害救助法が適用されたときは、町長は県知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

ア 責務

(ア) 指定地方行政機関

町内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

(イ) 指定公共機関及び指定地方公共機関

町内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

(ウ) 町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により防災に関する責任を有する者

町内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

イ 活動体制

(ア) 指定地方行政機関等は、前記アの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

(イ) 町に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び自衛隊は、町の要請に基づいて、その所属職員を町災害対策本部又は同現地本部に派遣する。

節	各節の使用法
第4節 広域相互応援活動	「第1編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ●「震災」を「風水害」に ●「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第5節 ヘリコプターの運用計画	
第6節 自衛隊災害派遣活動	
第7節 救助・救急・医療活動	
第8節 消防・水防活動	
第9節 要配慮者に対する応急活動	
第10節 緊急輸送活動	
第11節 障害物の処理活動	

第 12 節 避難受入及び情報提供活動

第 1 基本方針

風水害時には、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次の実施責任者である町長が中心に計画を作成しておく。その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、土砂災害危険区域等に所在する要配慮者関連施設における、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これら施設に十分配慮する。

第 2 主な活動

- 1 避難勧告、避難指示（緊急）の実施者は、適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 町長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために建物の安全性を十分確認して避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び町は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 被災者等への的確な情報伝達を行う。

第 3 活動の内容

1 自主避難及び避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

【基本方針】

風水害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ適確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

【実施計画】

（1）実施機関

ア 風水害に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難の勧告・指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難の勧告又は指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

避難の勧告・指示の実施機関、根拠等

実施事項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
避難準備・高齢者等避難開始	町 長	災害対策基本法第 56 条	災害全般
避難勧告	町 長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示（緊急）	町 長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示（緊急）	水防管理者 （町 長）	水防法第 29 条	洪 水
避難指示（緊急）	知事又はその命 を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり 災害全般
避難指示（緊急）	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	〃
避難指示（緊急）	自衛官	自衛隊法第 94 条	〃
避難所の開設、 受入れ	町 長		

イ 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

(2) 住民による自主避難

地震災害は、時期、時間、規模等殆どの場合突然発生し、通信手段も一時的に不通となることから、行政機関でも被害状況の把握に手間取り、避難勧告、避難指示（緊急）の発令のタイミングが遅れることが予想される。このため、住民は、避難が必要と認める場合には、住民自らの判断で自主避難を行うことが重要となる。その場合、自主防災組織等で事前に決めている避難所や町の指定避難所へ安全な避難経路を選び避難する。

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味

「避難準備・高齢者等避難開始」とは、人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

「避難勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促す行為をいう。「避難指示（緊急）」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

(4) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等

ア 町長の行う措置

(ア) 避難指示（緊急）、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は避難場所を示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

また、災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発

令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される場合
- b 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）
- d 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- e 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- f 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- g 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- h 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- i 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的被害が予測される地域
- j 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- k 避難路の断たれる危険のある地域
- l 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- m 酸素欠乏もしくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
- n その他住民の生命、又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(イ) 避難準備・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記(ア)の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達するもの。

- a 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(ウ) 報告（災害対策基本法第60条）

（報 告）



（木曾地域振興局長経由）

（報告様式は、第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」参照）

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(ア) 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(イ) 通知（水防法第29条）

(通 知)

水防管理者(町長) → 木曾警察署長

ウ 知事又はその命を受けた職員が行う措置

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(イ) 地すべりのための指示(地すべり等防止法第25条)

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(通 知)

知事又はその命を受けた職員 → 木曾警察署長

エ 警察の行う措置

(ア) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

c 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求のあったときには、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

この避難指示(緊急)に従わない者に対する直接強制は認められない。

d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

e 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

g 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等要配慮者については可能な限り、車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

h 交番に一次的に受け入れた避難住民については、町等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

前記(ア) cによる場合(災害対策基本法第61条)

(通 知)

(報 告)

警察官 → 町長 → 知事

(木曾地域振興局長経由)

前記(ア)d による場合（警察官職務執行法第4条）
（順序を経て報告）



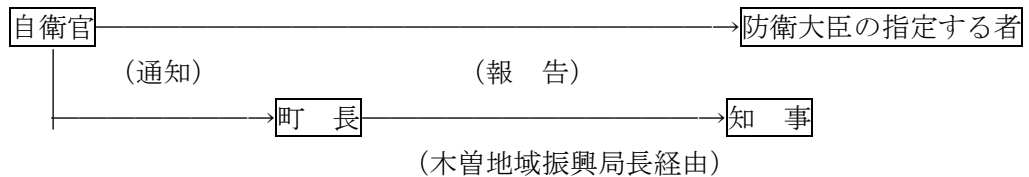
オ 自衛官の行う措置

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、前記エ(ア)d「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第94条）

（報 告）



(5) 避難勧告、避難指示（緊急）の時期

地震災害時の火災の延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(6) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の内容

避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

ア 発令者

イ 発令日時

ウ 避難情報の種類

エ 避難すべき理由

オ 対象地域及び対象者

カ 緊急避難場所

キ 避難の時期・時間

ク 避難の経路又は通行できない経路

ケ 住民のとるべき行動や注意事項

(ア) 火の始末や電気のブレーカーを切るなどの出火防止措置

(イ) 家具の転倒防止や浴槽への貯水など家庭での防災対策

(ウ) 家の戸締り

(エ) 携行品は非常持ち出し品の限定

(オ) 行動し易い服装

(カ) 車での避難は禁止

(キ) 消防署員、消防団員、役場職員、警察官等の避難誘導に従うこと

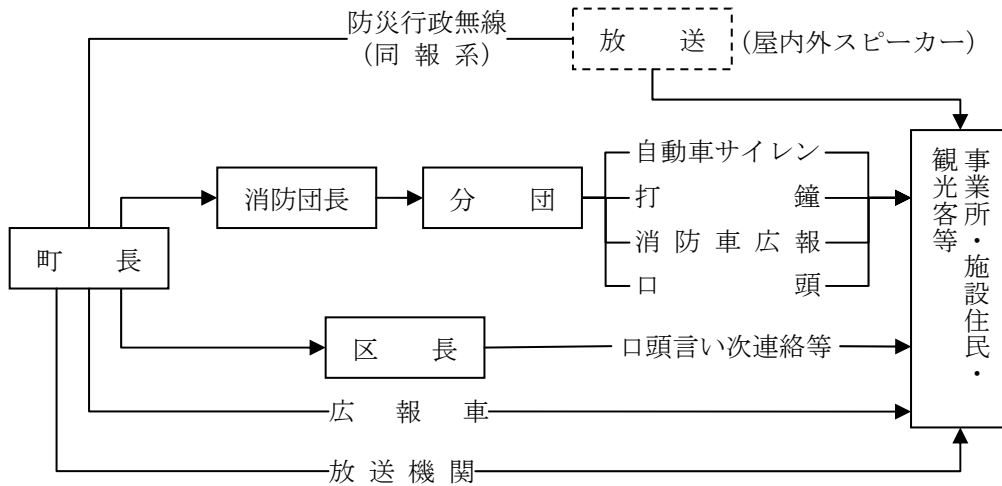
コ 危険の度合

(6) 住民への周知

避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始は、次の要領により関係地域の住民に知らせる。

ア 伝達系統

伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段、又は直接住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 町長以外の指示者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。

(ウ) 消防団長は、町長より連絡を受けたときには、各消防分団長に指示し、サイレンの吹鳴、警鐘、消防車広報、口頭、自動車サイレンをもって住民に伝達する。

(エ) 町長は避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を、その時点での適当な伝達手段で当該区域内の区分長に連絡し、区組織を通じ戸別訪問で口頭連絡等により住民に周知する。その場合に観光客等町外者への伝達に配慮する。また、各宿泊施設の管理者は宿泊施設に周知する。特に、夜間、停電時及び降雨・暴風時には、警察官・消防団等に協力を依頼し、的確に伝達されるようにする。

(オ) 避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、町長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は、危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(カ) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(キ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、消防団、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

(8) 町有施設における避難活動

風水害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合、又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は、避難の誘導を行う。

イ 避難の勧告及び指示、避難準備・高齢者等避難開始は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

【基本方針】

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

【実施計画】

(1) 実施者

ア 町長、町職員（災害対策基本法第 63 条）

イ 水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）、消防職員（水防法第 21 条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 23 条の 2、消防法第 28 条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項——町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の 3 点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

- (3) 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。
- (4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

3 避難誘導活動

【基本方針】

避難指示(緊急)、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

【実施計画】

(1) 避難の誘導員

避難の誘導は、区、自主防災組織、消防団、消防本部、木曾警察署等の協力を得て実施する。

誘導責任者は当該地区の消防団の分団長が当たるものとし、誘導員は当該分団長が所属の団員のうちから指名したものが当たる。

ア 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、妊産婦、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

イ 避難誘導の方法

(ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及びその方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(カ) 高齢者、障害者、妊婦、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により優先的に避難させる。

また、住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

(キ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

(ク) 学校長、保育園及び施設の管理者は、町長からの避難勧告又は指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させる。その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ定めておく。

(ケ) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本町において処置できないときは、地域振興局を経由して県へ応援を要請する。状況によっては、直接隣接市町村、警察署等と連絡して実施する。

ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じ、最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導する。

エ 外国籍住民等、観光客に対する対策

地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違い等から迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。誘導等ができない場合は、警察官、消防団の協力を求める。

オ 避難時の指導

誘導員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。又、誘導員はあらかじめ決めた場所（それが危険な場合にはその他の安全な場所）に誘導する

(2) 住民

ア 要避難地区で避難を要する場合

住民等は、避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等の出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

イ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、ア同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、避難場所、安全な場所等へ自主的に避難する。

4 避難所の開設・運営

【基本方針】

受入れを必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

【実施計画】

(1) 町（住民福祉部）

ア 町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため避難所を開設する。避難所の開設が必要と認められるときは、役場職員を派遣し当該地区の区長の協力を得て開設するとともに、区との連絡調整に当たる。管理運営は区長、役員及び役場職員の協議に基づいて行う。なお、事前に指定している避難所だけでは、避難者の受入れが困難な場合には、対策本部事務局で他の公共施設、民間施設等の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

イ 要配慮者に配慮して、上松町地域包括支援センターに福祉避難所を設置する。必要に応じて、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している社会福祉法人木曾社会福祉事業協会の障がい者支援施設上松荘など、他の社会福祉施設の協力を得るものとする。

ウ 被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

エ 避難所を開設したときは、その旨を公表し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。避難所が不足する場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、避難所提供等の応援を要請することができる。

この場合、県、警察署、消防機関に対して次の事項を連絡する。

(ア) 開設の日時、場所

- (イ) 収容人員、収容状況
- (ウ) 開設期間の見込み
- (エ) 水、食料、生活用品の充足状況等

オ 避難所を開設し、住民を受入れたときは、直ちに各避難所に、避難担当職員を派遣駐在させ、受入れ者の保護、避難所の防疫、避難所の管理にあたる。避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

なお、駐在員は次の事務を処理する。

- (ア) 避難所受入れ台帳
- (イ) 避難所物品受払い簿（救助の種目別物資受払状況）
- (ウ) 避難所設置及び収容状況
- (エ) 避難所設置に要した支払い証拠書類及び物品受払い証拠書類の整備

カ 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。

- (ア) 避難者
- (イ) 住民
- (ウ) 自主防災組織
- (エ) 他の地方公共団体
- (オ) ボランティア
- (カ) 日赤奉仕団

キ 避難所ごとに避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、被災状況や応急対策の内容等について、役場等防災関係機関の職員による説明、掲示、防災行政無線、インターネット等の活用により随時提供する。

ク 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ケ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

コ 避難が長期間に及ぶ場合は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

サ 避難所への受入れ及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障害者用携帯便器等の供給等の整備を行う。
 - (イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - a 介護職員等の派遣
 - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - c 医療施設や社会福祉施設等への受入れの委託、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
 - (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - (オ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- シ 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、町の地域防災計画を踏まえ適切な対策を行う。
- (ア) 学校が避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - (イ) 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ町に協力する。なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - (ウ) 児童生徒等が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、児童生徒等と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒等の避難場所を明確に区分する。
- ス 保育園における対策
- 保育園が避難所となった場合、園長は前記「シ」に準じて適切な対策を行う。
- セ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ソ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- タ ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。
- チ 避難の必要がなくなり、避難所を閉鎖したときは直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。
- (2) 関係機関
- ア 避難所の運営について、必要に応じ町長に協力する。

イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部と連携をとり、被災者救援に協力する。

(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供

(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

(3) 住民

ア 避難所の管理運営については、町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

イ 避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。

(ア) 自治組織の結成とリーダーへの協力

(イ) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

(ウ) 要配慮者への配慮

5 広域的な避難を要する場合の活動

【基本方針】

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、県を通じて、若しくは避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難受入れに関する支援を要請する。

【実施計画】

(1) 町（総務部）

ア 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

エ 避難者を受け入れる際は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

6 住宅の確保

【基本方針】

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び町は相互に連携し、公共住宅、民間賃貸住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、災害救助法が適用されない場合は、必要に応じて町が住宅の提供を行う。

【実施計画】

(1) 町（建設水道部）

- ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - (イ) 応急仮設住宅の建設のため、公有地又は私有地を提供する。ただし、私有地を提供する場合には、町長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
 - (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。
 - (エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- エ 災害救助法が適用されない場合
 - (ア) 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
 - (イ) 建設用地を確保する。ただし、私有地を選定する場合は、町長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
 - (ウ) 応急仮設住宅の設計を行う。
 - (エ) 建設業者との請負契約を行う。
 - (オ) 工事監理、竣工検査を行う。
 - (カ) 入居者の決定を行う。
 - (キ) 応急仮設住宅の維持管理を行う。
- オ 利用可能な賃貸住宅の情報を被災者に提供する。
- カ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- キ 各応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

【基本方針】

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

【実施計画】

(1) 町（総務部）

- ア 被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている

施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

エ 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

8 災害救助法に基づく措置基準

避難所及び応急仮設住宅の設置並びに住宅の応急修理に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第 13 節 孤立地域対策活動

第 1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

孤立が予想される地域が少ない本町の災害応急対策は、つねにこれを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速な実施
 - 2 緊急物資等の輸送
 - 3 道路の応急復旧による生活の確保
- の優先順位をもってあたる。

第 2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては、町から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第 3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

【基本方針】

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(1) 町（総務部）

- ア 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- イ 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

2 救助・救出対策

【基本方針】

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

【実施計画】

(1) 町（総務部）

本章第5節「ヘリコプターの運用計画」、本章第7節「救助・救急・医療活動」、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」等を参考に以下の活動を実施する。

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。

イ ヘリコプターの要請に関しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討して、必要に応じて、県又は他市町町の応援を得て、救出を推進する。

3 通信手段の確保

【基本方針】

NTT回線が不通となった場合、防災行政無線や消防無線等の設置されていない場所にあつては、孤立地域への必要な連絡をする事が不可能になる。

情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

【実施計画】

(1) 町（総務部）

被災の状況に応じ、職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継、アマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

(2) 東日本電信電話(株)長野支店

ア 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

イ 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

(3) 住民

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

【基本方針】

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合において、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

道1号線による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

【実施計画】

(1) 町（住民福祉部）

迂回路による輸送確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

(2) 住民

ア 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

イ 住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

【基本方針】

孤立地域に対する最低限度の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

【実施計画】

(1) 町（建設水道部）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

節		
第 14 節 食料品等の調達供給活動	「第 1 編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に 	
第 15 節 飲料水の調達供給活動		
第 16 節 生活必需品の調達供給活動		
第 17 節 保健衛生、感染症予防活動		
第 18 節 死体の捜索及び処置等の活動		
第 19 節 廃棄物の処理活動		
第 20 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動		
第 21 節 危険物施設等応急活動		
第 22 節 電気施設応急活動		
第 23 節 上水道施設応急活動		
第 24 節 下水道施設応急活動		
第 25 節 通信・放送施設応急活動		
第 26 節 鉄道施設応急活動		
第 27 節 災害広報活動		

第 28 節 土砂災害等応急活動

第 1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第 2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等、現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第 3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

【基本方針】

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示（緊急）の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

【実施計画】

- (1) 町（総務部、建設水道部）
 - ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講じる。
 - イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
 - ウ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

2 地すべり、崖崩れ等応急対策

【基本方針】

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にするために応急工事を実施する。

【実施計画】

- (1) 町（総務部、建設水道部）
 - ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講ずる。（本章第 12 節「避難受入れ及び情報提供活動」参照）
 - イ 地すべりや崩壊被害の拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
 - ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
 - エ 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。
- (2) 木曾建設事務所、中部地方整備局、気象台
 - ア 地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

イ 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生するおそれがある場合は、町及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

ウ 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに町及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

オ 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

(3) 住民

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合、これに迅速に従う。

3 土石流対策

【基本方針】

被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

【実施計画】

(1) 町(総務部)

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて、避難勧告等の措置を講ずる。(本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」参照)

イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

ウ 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(2) 木曾建設事務所、中部地方整備局、気象台

ア 砂防施設の被災状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。

イ 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

ウ 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに町及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

オ 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

(3) 住民

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合、これに迅速に従う。

第 29 節 建築物災害応急活動

第 1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第 2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第 3 活動の内容

1 建築物

【基本方針】

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導等を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

【実施計画】

(1) 町（全課）

ア 役場、社会福祉施設、医療施設、町営住宅、小中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、被害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

(2) 建築物の所有者等

ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて、必要な措置を講ずる。

2 文化財

【基本方針】

文化財は、貴重な国民財産であるため、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

【実施計画】

(1) 町（教育部）

教育部（町教育委員会）は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財等に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

(2) 所有者

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のため、応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。（資料 16-1 「町内の文化財の状況」参照）

節	各節の使用法
第30節 道路及び橋梁応急活動	<p>「第1編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第31節 河川施設等応急活動	

第 32 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第 1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。被害を最小限に抑えるため、以下の応急活動を行う。

第 2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 風倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。
- 6 土砂災害の発生、拡大防止活動を行う。

第 3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

【基本方針】

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。

【実施計画】

(1) 町（建設水道部）

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

【基本方針】

<危険物関係>

災害発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

<液化石油ガス関係>

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

【実施計画】

(1) 町（総務部）、木曾広域消防本部

木曾広域消防本部と協力し、以下の対策を実施する。

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

エ その他高圧ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、木曾広域消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導を徹底する。

(2) 危険物施設の管理者等

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

危険物施設、火薬類取扱施設、高圧ガス製造施設等、液化石油ガス一般消費先、毒物劇物保管施設等の二次災害防止については、木曾広域消防本部の指導による。

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、消防団、自衛消防組織は現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

カ 従業員及び周辺住民に対する措置

木曾広域消防本部、木曾警察署等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

【基本方針】

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また、再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

【実施計画】

(1) 町（建設水道部、消防部（上松町消防団））

ア 被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策等水防活動を実施する。

イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。また、危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

(2) 中部地方整備局

ア 町の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

(3) 住民

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

(4) 関西電力(株)、水資源機構

ア 異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。

イ 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

ウ この場合、各ダムの操作規則等の規定により、町、関係機関及び住民への連絡及び警報等を行う。

4 風倒木対策

【基本方針】

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

【実施計画】

(1) 町（産業観光部）

倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設にかかる二次災害防止対策

【基本方針】

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

【実施計画】

(1) 町（建設水道部）

ア 県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急対策を行う。

節	各節の使用 方法
第33節 ため池災害応急活動	<p>「第1編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に

第 34 節 農林水産物災害応急活動

第 1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第 2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第 3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

【基本方針】

被害を受けた作物の技術的指導は、県、町及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾患の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した農業施設等の速やかな復旧を進める。

【実施計画】

(1) 町（産業観光部）

ア 木曾農業改良普及センター、木曾農業協同組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を木曾地域振興局に報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を木曾農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

(2) 木曾農業協同組合、木曾農業改良普及センター等

ア 町等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

イ 被災した農業施設等の速やかな復旧を進める。

(3) 住民

ア 町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、木曾農業協同組合等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。

イ 作目別の主な応急対策

(ア) 水稲

a 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

b 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

c 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

(イ) 果樹

a 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。

- b 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
 - c 果実や葉に付着した泥はただちに洗い流す。
 - d 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- (ウ) 野菜及び花き
- a 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
 - b 病害虫の発生防止のための防除を行う。
 - c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
 - d 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。
- (エ) 畜産
- a 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
 - b 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。
- (オ) 水産
- a 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、^{へいし}斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

2 林産物災害応急対策

【基本方針】

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去し、森林病害虫の駆除の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

【実施計画】

(1) 町（産業観光部）

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

(2) 中部森林管理局木曾森林管理署

ア 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。

イ 町と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに、応急復旧措置をとる。

(3) 住民、木曾南部森林組合

町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

第 35 節 文教活動

第 1 基本方針

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、町は、あらかじめ定められた計画等に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助等の措置を行う。

第 2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡しを行う。
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保を行う。
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助等を行う。

第 3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

【基本方針】

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

【実施計画】

(1) 町（教育部、学校長）

学校長等は、風水害が発生し又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び次の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、災害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、防災行政無線、連絡メール等により、児童生徒等に周知するとともに、町教育委員会にその旨を連絡する。

イ 在校中の場合の措置

(ア) 児童生徒等の事前帰宅

情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

(イ) 避難場所への避難誘導

a 町長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定緊急避難場所へ誘導する。

b 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。また、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という。）、及び関係機関に報告又は連絡する。

c 保護者にはあらかじめ避難誘導場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を

残すか、避難先を掲示しておく。

(ウ) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- a 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川のはん濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。
- b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に、直接、引き渡すなどの措置をとる。
- c 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(エ) 保護者との連絡方法

児童生徒等の名簿から電話、連絡メール等により連絡する。

2 応急教育計画

【基本方針】

学校においては、災害時の教育活動に万全を期すため、教職員及び学校施設・設備等を早急に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

【実施計画】

(1) 町（教育部、学校長）

ア 災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業の実施が困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた公共施設等の利用を図るための総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

なお不足する場合は臨時的任用により補充し、これが困難な場合は、県教育委員会を通じて隣接学校からの協力を求めるものとする。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、牛乳等）の補給に支障を来しているときは、

(財) 長野県学校給食会等

と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教委及び関係機関へ報告又は連絡する。その際、火気使用場所（家庭科教室、湯沸し室等）及び薬品類保管場所（理科教室、実験室、保健室等）の危険箇所については速や

かに安全点検を実施する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、町教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導にあたる。
- d 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・施設のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や公共施設等の利用を図り授業の実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食物資(小麦粉、米穀、牛乳等)の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

3 教科書の供与等

【基本方針】

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や就学援助等を実施する。

【実施計画】

(1) 町(教育部、学校長)

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は教育事務所を経由して県教育委員会にあつせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

節	各節の使用 方法
第 36 節 飼養動物の保護対策	「第 1 編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を 読み替えて使用する。 ● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に ● 「震災」を「風水害」に ● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第 37 節 ボランティア活動の受入れ体制	
第 38 節 義援物資、義援金の受入れ体制	
第 39 節 災害救助法の適用	
第 40 節 観光地の災害応急対策	

第4章 災害復旧計画

節	各節の使用 方法
第1節 復旧・復興の基本方針の決定	「第1編 震災対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 <ul style="list-style-type: none">● 「地震」及び「地震災害」を「風水害」に● 「震災」を「風水害」に● 「耐震性」を「風水害に対する安全性」に
第2節 迅速な現状復旧の進め方	
第3節 計画的な復興	
第4節 資金計画	
第5節 被災者等の生活再建等の支援	
第6節 被災中小企業等の復興	